

昭和 44 年度

林業の動向に関する年次報告

第 1 部 林業の動向

I 林業経済の概観

1 経済の動向と林業

2 国際経済と林業および木材工業

3 山村の動向と林業

II 森林と国民生活

1 国土の保全と水源のかん養

2 国民の保健休養および自然保護

III 林産物需給の動向

1 木材需給

(1) 木材の需要構造

(2) 木材工業

2 木材供給

(1) 木材の供給構造

(2) 木材輸入

3 木材価格

(1) 一般用材

(2) パルプ用材

4 薪炭および特殊林産物需給

IV 林業生産の動向

1 森林資源の開発

2 育林生産

(1) 造林

(2) 苗木生産

(3) 被害

3 素材生産

V 林業経営の動向

1 林業経営の概況

(1) 林業経営体の現状

(2) 経営条件の変化

2 私有林

(1) 私有林の階層別経営動向

(2) 森林組合

3 入会林野

4 公有林野

5 国有林野

VI 林業労働の動向

1 林業労働の概況

2 労働条件

(1) 労働賃金

(2) 労働災害

(3) 社会保険

3 林業労働者の組織化

むすび

I 林業経済の概観

1 経済の動向と林業

昭和 43 年度のわが国経済は、前年度にひきつづき拡大基調に推移し、経済成長率（実質）は 13.8%と高かった。しかも、国際収支の黒字基調が続き、外貨準備高も年度末には 30 億ドルをこえ、経済成長と国際収支黒字の両立がはじめて実現した。経済の拡大をもたらした主役は、設備投資、輸出および海外からの所得であったが、個人消費も増勢を示し、民間住宅投資も大きく伸びた。また、需要の増大に支えられ、鉱工業生産指数も前年度に比べ 17.2%上昇した。

このような一般経済の動向のなかで、林業に関連する経済の動きはどうあったかを、まず、木材需要の大宗を占める建築部門からみてみよう。建設省「建設投資推計」によると、木材需要に直接関連すると思われる建築投資は、43 年度には実績見込みで 6 兆 5,864 億円で、前年度より 21.1%増という高い伸び率を示している。一方、数量の面を建設省「建築動態統計調査」によってみると、43 年の建築着工面積は、木造 7,230 万㎡、非木造 8,817 万㎡、総数で 1 億 6,047 万㎡となっており、前年に比べ木造では 13.4%増で、その伸び率は過去 5 年間では 42 年についでおり、

非木造では19.7%増で、39年、42年についている。このように、建築着工面積は42年にきわめて大きな増加率を示したが、43年にもまたかなり大きな伸びを示したのである。

建築部門につぐ主要な木材需要部門である紙・パルプ工業も、43年にはおおむね順調に推移した。すなわち、紙・パルプ工業の43年の生産指数(40年=100)は133.1で、前年の121.8を9.3%上回り、出荷指数(40年=100)も131.1で、前年の120.2を9.1%上回った。

以上のような主たる木材需要部門の動向を反映して、木材需要量も増大している。すなわち、43年の木材需要量を林野庁「木材需給表」によってみると、総数では9,578万 m^3 で前年より5.5%伸びているが、用材、薪炭材別では、用材が前年より6.8%増加したのに対し、薪炭材では17.6%減少し、薪炭材需要の減少があいかわらず急速に進んでいることをものがたっている。しかし、用材の対前年増加率は、41年の9.0%、42年の11.8%に比べると、43年には低下しており、さらに用途別にみると、製材用、パルプ用、合板用は増加しているが、その他用(坑木用、電柱用など)はわずかではあるが減少している。増加したもののなかでは合板用の伸びが著しいが、これは住宅建築のおう盛さを反映するとともに、建設資材として合板が使用されることが多くなっているためである。また、合板以外の新建材および代替品の進出もめだっている。

一方、供給についてみると、43年における用材供給の特徴としては、近年横ばいに推移してきた国産材供給量がかなり明確に減少したこと、外材の輸入量がいぜんとして増勢を続けていることの二点があげられる。

43年の用材供給量のうち、国産材供給量は4,896万 m^3 で、前年より7.2%減と近年にない減少串を示した。これに対し、外材供給量は増加傾向にあり、43年には前年より29.0%増の4,284万 m^3 に達し、用材総供給量中に占める外材の割合は、前年の38.6%から46.7%に高まった。これは、人工林率が低く、かつ、幼齢林が多いことなどの資源的制約、林道の未整備等により、木材需要の増大に国産材供給が対応できないこと、需要の大型化に対する供給体制において外材が有利なこと、外材の取引は長期の手形決済によっていること、外材価格が安いことなどによる。

このような外材供給量の増大により、外材が木材需給上独自の地位を占めるに至り、また、木材価格の形成、国産材の生産にも大きな影響を与えるようになった。

以上のような需給事情のもとにおける木材価格の動向についてみよう。

43年における卸売物価の動向を日本銀行「卸売物価指数」によってみると、前年に比べ総平均では0.8%の上昇にすぎないのに対し、「木材・同製品」では6.4%の上昇と相対的には高い上昇率を示しているが、前年の11.8%よりかなり低くなっており、さらに、年間の推移をみると、43年には上昇傾向の鈍化がめだち、44年にはいっても同様の傾向にある。なお、外材と競合する国産材の価格が、外材の影響を大きくうけるようになったことが43年の木材価格動向の一つの特徴と

してあげられる。

つぎに、43年における林家の経営動向についてみよう。

林家のうち山林保有規模1～5haの農林家の経営動向を農林省「農家経済調査」によってみると、林業はこれらの農林家において副次部門として営まれており、最近、林業所得は横ばいに推移している。一方、農林家所得は主として農林業以外の所得の伸びにより増加傾向にあるため、林業所得の農林家所得に占める割合は低下している。なお、家族員の自家林業への労働投入時間はいぜんとして減少傾向にある。

また、農林省「林家経済調査」によって、山林保有規模5～50haの林家の経営動向についてみると、林家所得は115万円で前年より6%減少している。このうち、林業所得は、木材販売量の減少と木材価格の伸びなやみを主たる要因として前年の76%に急減し、林家所得に占める割合も前年の43%から35%に低下している。また、林業以外の所得は、労賃、俸給収入が前年より20%以上の急増を示したものの、農業所得は、農産物価格の上昇鈍化等により前年の2%増にとどまっている。なお、雇用労働量を含めた自営林業への労働投入時間は、素材生産、製薪炭部門を中心にひきつづき減少している。

さらに、林業就業者数について、総理府「労働力調査」によってみると、43年には27万人となり、いぜん減少傾向が続いている。一方、林業労働賃金は上昇傾向にあり、労働省「林業労働者職種別賃金調査」および林野庁「民間林業労働者の賃金実態調査」によると、43年には、前年に比べ木材伐出業で17.6%、育林事業（造林）で12.8%の上昇となっている。

2 国際経済と林業および木材工業

43年の木材輸入額（木材チップを含む。）は、大蔵省「通関統計」によると、4,367億円で前年より26.5%とあいかわらず高い増加率を示した（図I-1）。産地別に輸入の動向をみると、米材については、アメリカにおいて、西径100度以西の連邦有林の丸太輸出制限に関する法律が43年10月に成立し、44年から3年間、その法律の適用をうけることになったが、この制限措置をみこしてアメリカからの木材輸入が急増し、43年の米材輸入量は前年に比べ32.6%増となった。このため、わが国の米材在荷量が著しく増大し、木材需給、木材価格に影響を与えた。44年には、米材の過剰在荷と国内木材市況の不振から、商社は産地における買付け競争をひかえ、1月から6月までの米材輸入実績は、前年同期に比べて数量で10.8%減となっている。

ラワン材については、フィリピンにおける丸太輸出割合の漸減措置などから、43年における輸入量の対前年増加率は5.5%にとどまり、42年の12.3%をかなり下回った。

ソ連材については、米材や、ラワン材にみられるような丸太輸出制限措置はとられていない。

43年の輸入量は前年より15.5%増加しているが、価格決定の機構、港湾利用の季節的制約、樹材種等の点で、わが国の需要に弾力的に対応しにくいという問題がある。

わが国の木材需給の均衡をたもつためには、当面、外材に依存せざるを得ない現状にあるが、アメリカ、フィリピンにおける丸太輸出制限措置の実施、さらには、木材資源を安定的に確保する必要性もあって、最近、開発輸入が活発化しており、関係会社は年々増加している。

43年の木材輸出額は414億円で、前年に比べ23.8%増加した(表I-1)。これは、プリント合板を除く合板類の輸出額が、いずれも前年より3割以上増加したことによっている。最大の輸出先であるアメリカでは、43年の住宅着工数が前年より著しく増大したため、合板輸入も大幅に増加したが、これを背景として、わが国からのアメリカ向け合板輸出額も257億円となり、前年より40.8%増と急増した。しかし、アメリカにおけるラワン材合板輸入量に占めるわが国製品のシェアは、43年においてもさらに低下している。すなわち、40年において28.5%を占めていた日本製品は、43年には14.6%と大きく低下し、逆に韓国のシェアの増大がめだっている(表I-2)。これは、韓国などにおける強力な輸出奨励策、低労賃による低価格に起因している。

合板以外では、ラワン材インチ材の輸出額がやや伸びたが、国産材インチ材は前年より2割ちかくの減少をみせた。

木材貿易とともに、資本自由化や発展途上国に対する特惠関税供与の問題も、わが国木材工業にとって関心のもたれるところである。

資本自由化は、42年7月1日第1次が実施されたが、44年3月1日には第2次自由化が実施され、そのなかで溶解パルプ製造業、製紙パルプ製造業、セロファン製造業、合板製造業などが第1類業種(外資率50%まで自動認可制)に指定され、さらに、木材チップ製造業が第2類業種(外資率100%まで自動認可制)に指定された。このため、今後、これらの木材工業においては、外国企業の進出も重要な課題として検討されなければならない。

また、発展途上国に対する特惠関税供与の問題は、43年2月から3月にかけてニューデリーで開催された第2回国連貿易開発会議において討議がなされたが、特惠内容に関する多くの重要問題は未解決のまま持越された。その後、経済協力開発機構(OECD)において本問題についての先進国間での意見の調整が行なわれてきたが、今後主たる舞台を国連貿易開発会議特惠特別委員会に移し協議が行なわれることになっている。したがって、特惠関税の供与が今後いかなる形で実施されるかについては、まだ最終的には決定をみていないが、特惠関税供与が実施された場合、その内容いかんによっては、わが国木材工業、とくに合板工業にも輸出入両面に影響がありうるものと考えられ、その協議のなりゆきが注目される。

以上のように、木材需給、木材貿易等の面からみると、わが国木材工業および林業にとって、

国際的な動きの影響が強まっているといえよう。そうした動向のなかで、国内の木材工業、林業にも新しい影響がみられるようになってきている。すなわち、紙・パルプ工業では、企業合併や業務提携製材工業では、外材専門工場の増加などである。また、外材の増大は、それと競合する国産材の生産にも影響するようになっており、今後、国内の木材供給体制の整備を一段と促進する必要がある。

3 山村の動向と林業

わが国経済の発展に伴い、農山村からの人口流出が続いており、とくに山村地帯においてその傾向が著しい。これを農林省「農家就業動向調査」によってみると、人口減少率、就職者流出率、就職者離村率のいずれも山村がもっとも高く、ついで農山村、平地農村の順となっている（表I-3）。このため、山村の一部には、生活の基礎条件の維持あるいは諸資源の有効な利用が困難となるなどいわゆる過疎問題が発生している。

このような人口流出の原因は、基本的には経済の高度成長による第2次、第3次産業の労働力需要の増大にあるが、一方では、山村における自然条件の不利性や山村のへき地性、これらに起因する産業の低生産性とそれに伴う低所得の問題、さらには社会機能の立ちおくれ等にある。

山村における主要な産業としては、農業および林業があげられるが、山村の農家について、それらの状況をみよう。43年12月現在における農家の経営耕地規模別構成比をみると、1ha未満層の占める割合がもっとも高いのは山村で、ついで農山村、平地農村の順となっている（表I-4）。

また、40年度以降の農家収入についてみると、農業生産の増大や農産物価格の上昇、雇用機会の増大により、各経済地帯とも増大傾向にあるが、農家収入総額は山村がもっとも低く、農山村、平地農村の順に高くなっている（表I-5）。農家収入を農業粗収益、農外収入別にみると、農業粗収益は農家収入総額と同様の傾向を示しているが、農外収入は山村がもっとも多く、農家収入のほぼ50%に達している。しかし、農外収入のうちの自営林業収入についてみると、山村においては他の地帯に比べて高いものの、その絶対額は少なく、林業による収入は農家にとって副次的な地位にとどまっている。

以上のような状況にある山村に現在居住する住民が、どのような意識をもっているかを経済企画庁「昭和44年度山村住民意向調査」によってみることにする。

まず、山村についての今後の評価であるが、「発展すると思う」ものは30%、「現状より悪くなると思う」ものが20%であるのに対し、「現状と変わらないと思う」が50%でもっとも多くなっている。これを昭和35～40年の5年間ににおける人口減少率階層別にみると、「発展すると思う」ものの割合は人口減少率が低い山村に多く、一方、「現状より悪くなると思う」ものは当然のことな

がら逆の傾向を示している。

「発展すると思う」ものの根拠についてみると、「森林，土地，水等の資源に恵まれている」というものがもっとも多く，全体では47%を占めている。

一方、「現状より悪くなると思う」ものの理由をみると，全体では，「人がだんだん減少するから」というものが38%でもっとも多い（表 I-6）。これを人口減少率階層別にみると，人口減少率の高い山村ほどその割合が上昇しており，人口減少問題が山村にとっての重要事であることがわかる。

つぎに，山村において期待されている産業の種類をみると，農業がもっとも多く，ついで林業となっている（表 I-7）。これを人口減少率階層別にみると，人口減少率20%以上の山村では林業に期待する割合がもっとも高くなっている。このことは，自然条件の不利性，へき地性等のため，林業以外の産業の発展を期待しえない山村が存在することを示しているといえよう。なお，期待される林業の種類としては，自力造林の割合がもっとも多く，ついで分取造林となっている。

以上述べたように，山村は人口流出が著しく，その一部においては人口過疎現象があらわれている。しかし，山村の住民は，山村に存在する資源に着目し，その開発に期待をかけている。したがって，近年，減少の著しい薪炭生産にかわる造林，伐出等の事業を積極的に実施し，自営林業収入や林業賃労働収入の増加を図る必要がある。その際，このような林業振興策は，山村における生活環境の不利性から，地域振興施策，すなわち，地元住民の意向に応じた集落の移転統合，道路，医療，教育施設の整備，社会保障の充実等の諸施策と総合して実施される必要がある。

II 森林と国民生活

わが国の森林面積は国土の68%に当たる2,522万haで，その内訳は，国有林が32%，民有林が68%となっている。

森林は，木材を主とする林産物を生産する機能を有し，これらは，建設資材，家具，紙等の形でわれわれの生活の必需物資となっている。とくに，わが国においては，住宅用資材として木材を使用する割合が高いため，木材と国民生活との関係は他国に比べてより深いといえよう。

さらに，森林は，国土の保全，水源のかん養，国民の保健休養等の公益的機能を通じて直接的に国民生活と深く結びついている。これらの公益的機能は，近年における山地災害や水需要，戸外レクリエーション需要の動向から，今後も一段とその重要性が増すものと予想される。そこで，ここでは森林の機能のうち，公益的機能の側面について述べることにする。

1 国土の保全と水源のかん養

わが国の大部分は海洋性気候の温帯に属しているため、しばしば大雨に見舞われ、しかも、地形的に傾斜地が多く、河川は勾配が急で短いため、毎年災害が発生している。しかし、最近の災害は、過去のそれと比べて新しい問題をもつようになってきている。すなわち、明治末期以来、治山治水事業が大河川を中心に実施されたことや戦中戦後の造林未済地の復旧造林が 30 年代のはじめに終了したこともあって、最近、大きい流域のはん濫は少なくなったが、都市化の進展や国土の開発等に伴い局地的な山地災害が増加傾向にあることである。その例としては、41 年の山梨県足和田村、42 年の神戸市、呉市などにみられるように、山崩れあるいは土石流による集落の埋没あるいは流亡、43 年の飛騨川バス転落事故などがあげられる。

わが国は、さきに述べたように、降雨による災害が多いが、一方では、その豊富な水量は貴重な水資源であり、これを有効に利用し、国民経済の発展や国民生活の向上に役立たせることが必要である。建設省の試算によると、今後の水需要は都市用水の需要増加を主体として大きく伸び、昭和 60 年には年間 1,148 億 m^3 となり、39 年の 678 億 m^3 を約 70%上回るものと見込まれている（表 II-1）。

このような災害や水需給の動向に関し、森林がどのような機能を発揮しているかについてみよう。

森林には、第 1 に土砂流出防備、土砂崩壊防備の機能がある。森林は、地面をおおう被覆物として浸食やこれによって起こる山崩れを防止する。また、その根系は土を緊縛し、その強度を増して地面のひび割れや山崩れを防止する。森林の立木は崩れ落ちた土塊をささえ、二次的に起こる山崩れを防止し、災害を軽減する。

第 2 に理水機能がある。森林は樹冠により降雨を遮断したり、植生被覆や落葉、落枝によって降雨の地表流下量を保留し、森林土壌の形成とあいまって降雨の地下浸透を大きくするため、出水量を減少させ、洪水時の災害を軽減するとともに、地下水となった水は恒常的に湧出して湧水を緩和する（図 II-1）。

わが国では、森林のこれらの機能を確保するため、「森林法」により保安林制度を設けてきた。保安林制度は、とくに必要な森林を保安林として指定し、その森林の保存と適切な施業とによって、国土の保全、水源のかん養等を図る制度である。

明治以来、保安林の整備に努めてきたが、昭和 28 年に連続的な激じん災害に見舞われ、これらの主因が異常な豪雨と森林のらん伐、さらには河川改修事業の渋滞にあるとして、治山治水の抜本的対策を要請されることになり、29 年には「保安林整備臨時措置法」の制定とあいまって、災害の防除軽減を目的とした保安林整備計画が定められ、保安林の指定が進められた（表 II-2）。

しかしながら、その後における国民経済の発展や国民の生活水準の向上に伴い、都市用水など水需要が飛躍的に増大したため、水源の整備が強く要望されることとなった。このため、39年に同法の改正が行なわれ、水源かん養保安林の拡充を主体とする改定保安林整備計画が策定され、45年度末までに666万haの森林が保安林に指定されることになっている（表II-3）。

さらに、森林のこれらの機能を補完するため、荒廃地の緑化、山地崩壊の防止等を目的とする治山工事が必要である。

治山工事も古くから行なわれており、明治44年度から第1期森林治水事業がはじまり、ついで昭和11年度から第2期森林治水事業に移行した。戦後は治山事業として進められたが、34年に伊勢湾台風、7号台風による大災害が発生し、これを契機として、35年度に治山事業10箇年計画（35～44年度）が定められ、その後40年度に第2次治山事業5箇年計画（40～44年度）に改定され、これらに基づき事業が実施された。

しかし、第2次治山事業5箇年計画の初年度から異常な災害が連年発生し、計画では期間中の災害発生量を既往10カ年平均量から推定して、毎年約7,000haと見込んだが、激じんな災害があいついで発生したため、40年度以降3カ年間の発生量は予想量の3倍ちかくとなった（表II-4）。

また、最近における都市化の進展により、都市周辺部の開発が急激に進んでいるが、そのほとんどが保全施設の未整備のまま促進されたきらいがあり、災害に対してぜい弱な状態にある。

一方、最近の異常気象は、集中豪雨等に見られるとおり、局所的に集中して山地災害を起こしているが、とくに、都市周辺等の開発地域においては、従来の災害と態様を異にし、山地に起因する災害が直接人命、財産に被害を与えるようになった。

このような事態に対処するためには、第2次治山事業5箇年計画の事業規模では不十分であり、災害の復旧対策はもちろん、未然に災害を防止する予防治山についても十分対応しえないこととなった。また、政府が42年3月に決定した経済社会発展計画によると、国土保全部門の投資額は40年度までの過去5カ年間の投資額の約2倍となっている。

これらの背景のもとに、43年度を初年度とする第3次治山事業5箇年計画が策定された。この計画は、流域の開発、人口、資産の増大あるいは集落近傍の危険地区等を考慮して、流域の重要度に応じて策定されたもので、その重点事項は、復旧治山の計画的推進、予防治山の充実、保安林の改良となっている（表II-5）。

今後も、社会経済の発展に伴い、森林のもつこれらの公益的機能に対する要請はますます強まるであろう。

2 国民の保健休養および自然保護

近年における所得の向上、余暇の増大、都市化の進展、交通手段の発達等に伴い、戸外レクリエーション需要は著しく増大している。その対象としてもっとも重要な地位を占めているのは自然公園であり、国立公園利用者数についてみても、43年には2億5,067万人に達し、40年に比べ32.4%の増加となっている。

国立公園等の自然公園の面積は、44年6月1日現在で490万haとなっており、このうち森林面積が72%を占め、森林が自然公園の主体をなしている。なお、自然公園内の森林を所有形態別にみると、国有林野が過半を占めている（表II-6）。

今後における戸外レクリエーション需要の動向を経済企画庁資料によって1泊以上の旅行量についてみると、60年には40年の4.4倍になるものと予想されている（表II-7）。形態別には、自然を觀賞するという形態より、自然のなかにはいってこれと接触し、精神的、肉体的活力を養うという形態の伸びが高く、登山、ハイキング等は5倍以上となっている。このようなことから、今後、戸外レクリエーションに果たす森林の保健休養機能はますます重要となるであろう。

一方、森林に対するレクリエーション需要の増大に対応して、その供給体制も進展しており、国有林野事業においては、木材生産という経済的機能との調和を図りつつ、国民の保健休養のための国有林野の活用を積極化し、42年度には東京都高尾、大阪府箕面に「明治の森」を、さらに、44年度にも10ヵ所を自然休養林として指定するとともに、施設の整備を行なっている（表II-8）。さらに、今後もその供給体制の整備開発を促進する必要がある。

しかし、戸外レクリエーションのための森林利用の増大に伴い、植物の盗採や山火事等の増加、無秩序な観光開発等により、自然破壊と森林機能の阻害が各所で発生している。

森林の有する保健休養機能に対する評価が高まるにつれて、森林を含む自然や野生鳥獣の保護の重要性が増大しており、森林の開発や施業について、この面からの配慮を行なうとともに、利用者の積極的な協力が必要となってきた。

また、野生鳥獣については、近年、その生息数が減少しているため、鳥獣保護区等の増設が進められており、44年3月末現在の鳥獣保護区は1,970ヵ所、169万haとなっている。

以上、森林の公益的機能についてみてきたが、森林は、経済的機能および公益的機能を通じて、多目的な効用を発揮しており、豊かな国民生活を実現するためには、今後とも、これら両機能の調和を図り、森林の総合的な効用の増大に努める必要がある。

III 林産物需給の動向

1 木材需要

(1) 木材の需要構造

ア 木材需要の概要

わが国経済の発展に伴い、木材需要量は増大傾向にあり、林野庁「木材需給表」によると、43年の木材需要量は9,578万 m^3 で前年より5.5%増大した(表III-1)。このうち用材需要量は6.8%の増加を示したが、その増加率は41、42年のそれに比べると低下している。一方、薪炭材需要量は前年より17.6%減少している。また、用材需要量を用途別にみると、前年に比べ製材用は6.5%増、パルプ用は4.4%増、合板用は19.2%増となっており、合板用の伸びが著しいが、その他用(坑木用、電柱用など)は減少している。

つぎに、40年以降の用材需要量の推移を用途別にみると、製材用、パルプ用、合板用はいずれも増加しているが、合板用の増加率がもっとも高くなっている。最近、このような木材需要構造の変化がめだっているが、これは建築構造や建築工法の変化等により合板その他の新建材、セメント、鉄などの進出が著しいことに起因している。

ちなみに、最近の建築着工面積の伸びと、製材用、合板用木材需要の伸びとの関連を弾性値によってみると、製材用は0.5前後で推移しているのに対し、合板用は1.2から1.4とその数値は高い。また、非木質新建材のアルミ製建具については、絶対量の増加に伴いその弾性値は低下傾向にあるが、なお約3ときわめて高く、代替品の進出が著しいことを示している(表III-2)。

イ 建築用材および新建材需要の動向最近における建築構造の変化などが、建築用材の需要構造にどのような影響を及ぼしているか、また、新建材の需要をどのようなかたちで増大させてきているかをみよう。

43年のひき角材、ひき割り材、板材などの建築用材の需要量を、農林省「木材生産流通調査」により製材工場の製材品出荷量からみると、建築用材は出荷量総数の73.8%に当たる2,976万 m^3 で前年より6.5%の増加をみせているが、その増加率は、建築総着工面積の対前年増加率16.8%に比べるとかなり低くなっている。

建築用材の使用量は、建築構造によって著しい差がある。40～42年の林野庁調査によると、木造建築の100 m^2 当たり製材品使用量は19.75 m^3 であるが、鉄筋コンクリート造り等の場合にはその37.9%に当たる7.48 m^3 、鉄骨造りはさらに低く4.41 m^3 となっている。したがって、建築構造の変化は、木材需要に大きな影響を与えているといえる。

43年度の建築着工面積を構造別にみると、木材使用量の少ない非木造の対前年伸び率が木造のそれよりも高く、建築着工面積全体に占める非木造の割合は54.9%と前年よりさらに大きくなった（表III-3）。

これは、建築物の不燃化、高層化によるものであり、居住用建築物においても、人口の集中、土地価格の上昇に伴い、これらの傾向が進んでいる。さらに、木造と非木造との住宅建築費の接近も、この非木造化傾向に影響を与えているといえよう。居住専用木造建築費に対する鉄筋コンクリート造りの建築費の比率は、39年に1.9倍であったものが、43年には1.5倍となっている（表III-4）。これらのことにより、居住専用建築物のうち3階以上の建築着工面積の割合は、40年の15.2%から43年の17.0%まで徐々にではあるが高くなってきており、なかでも6階以上の伸びは顕著である（表III-5）。

つぎに、製材品およびそれと代替関係にある主要な木質、非木質新建材の需要の動向についてみよう。

製材品のうち、代替関係がもっとも顕著にみられるのは板材である。板材とならんで生産量の多いひき割り材、ひき角材が、43年にもなお比較的高い伸びをみせているのに対し、板材の需要量は40年の115.4%に過ぎず、前年に比べると1.7%の増加にとどまっている。これに対し、43年の合板の国内需要量は40年の169.0%とかけ離れて高く、前年よりも16.9%伸びている。また、合板需要量のほぼ10%に当たる繊維板の需要量も、合板に劣らない高い伸びをみせている。このような木質新建材の伸びに対し、非木質の石こう製品ボードの需要は、43年には前年より16.6%の伸びをみせている（図III-1）。

床材では、普通床板は、その居住性のすぐれている点から43年には40年の139.3%と他の製材品より高い伸び率をみせており、また、最近、複合床板の需要が急速に増加している。

建具においても製材品の停滞傾向がみられるのに対し、アルミニウム製品を中心とする金属性建具が、その機能性がすぐれていること、外観がよいこと等から急速な伸びをみせ、43年には40年の2倍以上に、前年に比べても35.8%の伸びをみせている。

以上のように、製材品にかわって、木質、非木質新建材の需要が急速に伸びてきているおもな理由としては、次の点があげられる。

第1に、近年における建築量の増大、建築労働者の不足、労賃の高騰に伴い、建築工法の湿式から乾式への転換、さらに、プレハブ化が進行していることである。

乾式工法は、新建材の使用を中心に進められているため、その需要を増大させている。また、

わが国におけるプレハブ住宅は、35年ごろから開発され、企業化されてきたが、プレハブメーカーは、最近に至って近代的な生産方式を確立し、すぐれた品質と機能を備えた住宅を大量に供給するため、商社、銀行、不動産会社、建材会社などとの結びつきを強めている。プレハブ住宅の建築戸数はまだわずかであるが、わが国における最近の建築需要の大きさからみると、今後も増加するといえよう。

プレハブ用建築パネルの需要を通産省「建材統計年報」によってみると、43年には前年に比べ29.6%増加し、建築着工面積の伸び率を大きく上回っている。この建築に使用される材料については、住宅用では、合板、繊維板を中心とした木質のものが55.9%を占め、残りが非木質となっている。したがって、プレハブ住宅の増加は、製材品から木質新建材へと需要が移行するばかりでなく、非木質新建材の増大要因となるといえよう（表 III - 6）。

第2に、新建材価格の安定性である。おもな新建材の40年以降における卸売物価指数の推移をみると、いずれも製材品に比べて安定している（表 III - 7）。これは、新建材需要の増大に対応して、大量生産による生産の合理化が可能なたためである。なお、新建材には、外観、居住性等においてすぐれた性質を有しているものもあり、新建材の需要を増大させている。

第3に、新建材流通のにない手が、その需要増大に大きな役割を果たしていることである。林野庁調査により、東京、大阪、名古屋を除く全国主要16地方都市における新建材を販売している木材小売店について、新建材消費を拡大させた理由をみると、木質、非木質ともにメーカー、問屋、建築施行主の役割が大きい（図 III - 2）。これは、建築施行主が主導権を握っている外材製材品の場合と異なるところである。

以上、木材需要および木質、非木質新建材需要の動向をみてきたが、今後も経済の発展に伴い、木材需要は増大を続けるであろう。しかし、木質、非木質新建材やその他の代替品の影響、さらには、最近における大企業の住宅産業への進出もあり、その需要構造の変化が促進されることが予想される。

なお、製材品の流通についてみよう。

最近における建築活動のおう盛な伸びは、住宅のプレハブ化、大企業の住宅産業への進出等を促がし、これに伴い、製材工業等の生産者側では、外材を中心に規格化、量産化の方向をたどっており、また、都市化の進展による大消費地における交通の渋滞、需要地の郊外部への移動等木材流通をめぐる環境の変化が著しい。

製材品流通機構の現状はいぜんとして多数の小規模業者によって構成されており、環境の変化に効率的に対応することはかなり困難である。しかし、最近では、大規模な生産者あるいは消費者の流通活動への関与の動きがみられ、流通施設の適正な配置、協業化等による機構の大型化、

情報活動の強化による機能の向上等の要請が高まっている。

(2) 木材工業

わが国経済の高度成長を反映した需要の増大に伴い、木材工業においては、設備の新・増設による大型化が図られるとともに、外材への依存度をさらに高めている。以下、主要木材工業である製材工業、パルプ工業、合板工業の動向についてみよう。

ア 製材工業

製材品需要の増大は、製材工場における外材の依存度をますます高め、外材製材工場の増加と設備の大型化をもたらしている。これに対し、国産材専門製材工場は年々減少している。しかし、製材工業全体としては、いぜんとして中小ないし零細で、かつ多数の工場から成り立っている。

製材工場の出力階層別工場数と素材消費量の推移についてみると、製材工場数（製材用動力の出力 7.5kw 以上）は、41 年までは減少傾向にあったが、42 年以降は増加している。これを出力階層別にみると、7.5～22.5kw 階層が前年に比べ 5.3%減となったほかはどの階層も増加しており、しかも、その増加率は出力の大きい階層ほど高くなっている。この結果、製材用動力の出力数も全体で 7.7%の増加をみているが、これは、製材機械の大型化と搬送工程の自動化によるものである（表 III－8）。

一方、43 年における製材用素材の消費量は、前年の 5.9%増に当たる約 5,400 万 m³となっているが、出力階層別には 37.5kw 未満の各階層では減少、それ以上の階層では増加している（表 III－9）。

つぎに、近年、増加傾向の著しい外材製材工場が、今後、外材による製材品生産についてどのように考えているかを、林野庁「輸入木材流通条件調査」により全国主要木材輸入港 15 港における外材製材工場についてみよう。外材製材工場を現状の規模でやっていきたいというのは 62%を占めてもっとも多く、一方、拡大したいというのが 35%で、その理由は、今後の需要拡大がみこまれるというのが 87%を占めて圧倒的に多い。ついで原木手当が楽だからというのが 11%を占めており、国産材の入手難の一端をうかがうことができよう。また、外材製材工場が国産材をあわせて製材しているおもな理由としては、国産材の注文があるからという消極的な立場で続けているものが 68%に達し、国産材にもうまみがあるからという積極的な姿勢を示しているのは 14%にすぎない（図 III－3）。

つぎに、木材チップの生産についてみよう。43 年末現在の木材チップ工場数は 7,173 で、前年より 192 工場増加している（表 III－10）。その生産量は 1,185 万 m³で、前年より 7.5%増加しているが、40 年以降の年 10%をこえる増加率に比べると、43 年には増加率が鈍化した。

製材工業においては、工場廃材の利用による木材チップ生産は、製材工場の経営にとってもかなりの役割を果たしており、木材チップ工場のうち製材工場と兼業しているものは、43年には全体の85.3%に当たる6,119工場となっている。

木材チップ工場1工場当たりのチップ生産量は、年々増加傾向をたどり、43年には1,650 m³となっている。しかし、輸入木材チップは、専用船によって1船でほぼ1.5万m³~2.3万m³を輸送しており、さらに、専用船の大型化の傾向がみられる。

輸入木材チップは、このように供給単位が大きく、かつ、価格も安定していることなど工業原料としての優位性をもっている。したがって、国産木材チップの生産、流通については計画的かつ大量の供給を行ないうよう、その体制を整える努力が必要である。

イ 紙・パルプ工業

紙・パルプ工業は、44年3月1日の第2次資本自由化により、パルプ製造業が第1類業種（外資率50%まで自動認可制）に指定され、資本自由化の時代にはいった。

これに対応するわが国の紙・パルプ工業は、事業所数が多く、通産省「紙・パルプ統計」によれば、43年における中小規模の事業所の占める割合は87%と著しく高いものの、その生産量はパルプ12%、紙31%と少なく、今後の国際化時代において、産業構造上の問題をかかえている（表III-11）。

このように、紙・パルプ工業は、中小規模の工場が多いが、紙の需要増に対応するため設備の新・増設が図られ、生産能力指数（40年=100）でみると、43年には前年の11.8%増に当たる118.3と大きい伸びをみせているが、43年のか動率は前年に比べ2.0%低下した（図III-4）。

つぎに、パルプ用材の需要量についてみると、木材チップへの比重を高めつつ年々増大しているが、とくに外国産チップの伸びが著しく、43年には、パルプ用材供給量（輸入パルプを除く。）の16.0%に当たり、国産針葉樹原木を上回るに至っている。43年の輸入木材チップの大部分は、アメリカ産の針葉樹チップによって占められているが、44年には東南アジアからの広葉樹チップの輸入もはじめられた。

さらに、43年における紙・パルプの輸出入についてみると、紙の輸入量は、大型景気を反映して、新聞用紙、包装用紙等の国内需要が予想以上に増大したため、これらを中心として増加し前年の2.2倍となった。一方、紙の輸出は、印刷用紙、板紙等加工度の高い紙類を主体に行なわれており、43年には在庫増とヨーロッパ市場を中心とする国際的な紙の需給のひっ迫もあって、その輸出量は前年より14.2%増加した。また、パルプの輸入量は前年に比べ8.6%増加したが、輸出量

は国内需要がおう盛なため、前年に比べ 55.7%減少した（表 III-12）。

なお、パルプ生産のための海外進出も積極的に進められ、最近ではカナダにおいて合併会社方式による生産が行なわれている。パルプ生産のための海外進出については、わが国へのパルプ供給ばかりでなく、他国への輸出を含めた生産も計画されている。

ウ 合板工業

43 年の合板工業の動向を農林省「木材生産流通調査」によってみると、合単板製造工場数（二次加工合板のみを生産する工場を含む。）は、594 工場で前年に比べわずかに増加したが、合板工業は、工場の新・増設、機械設備の近代化が一段と進み大型化の傾向がみられる。これを製造量規模別にみると、普通合板の製造量が 100 万 m²未満である工場数の割合は、42 年には 33%であったが、43 年には 16%と激減した。これに対し、100 万 m²以上を生産する工場数の割合は著しく高くなり、なかでも 1,000 万 m²以上が 13%を占めるに至っている。このため、100 万 m²未満の工場の生産量割合はわずか 1.1%に低下し、1,00 万 m²以上の工場の生産量の割合は 35.7%に高まっている（表 III-13）。

43 年の普通合板の生産量は、最近における工場数の急増、工場規模の拡大により、前年に比べ 15.0%増加し、4 mm換算でみると、25.5%の増と最近ではもっとも高い増加率であった（表 III-14）。

43 年の合板価格は、国内需要が増加したものの、生産設備の増加によって需要を上回る供給が続いたため、日本銀行「卸売物価指数」によれば、国内向け普通合板で前年の 95.7%、二次加工合板で 98.0%といずれも下落した（表 III-15）。

また、ここ数年来減少傾向にあった合板輸出量は、前年に比べ 26.0%増と大幅に増加し、普通合板の輸出単価も上昇した。一方、43 年の合板輸入量は、内需の急増で増大をみせた 42 年の約 3 分の 1 に減少した。

43 年の合板生産の特徴的な傾向は、厚物合板の比重の増大である。合板は、従来、主として天井、内壁などの内装材に使用されてきたが、最近では、コンクリート型枠、足場板としての需要が増加しているとともに、外装用としての外壁合板、さらに、床板などの厚物合板の用途が拡大している。また、このような厚物需要の増大は、合板用原木の低質化に伴う歩止まりの低下防止に大きく役立っている。

厚さ別の生産割合をみると、43 年には、3 mm未満の薄物の生産割合は 45.4%でもっとも大きく、また、12 mm以上が 6.0%を占めている。これを 35 年のそれと比べると、3~6 mmの生産割合がほとんど変化していないのに対し、3 mm未満の薄物が減少して、これにかわって 6 mm以上の増大と

なってあらわれている（表 III-16）。

以上のような合板用途の拡大と厚物化の方向を、さらに助長するものとしてプレハブ住宅の伸びがある。木質プレハブ住宅の場合は、従来のような内装材中心の合板需要ばかりでなく、アメリカ、カナダ等における住宅構造のように、構造用材としての厚物合板の需要増大が考えられる。これは、内装材としての合板利用が、繊維板、パーティクルボードなどの木質製品との競合関係が強まっているおりから注目される動向といえよう。

2 木材供給

(1) 木材の供給構造

ア 木材供給の概要

43年における木材総供給量は9,578万 m^3 で、このうち用材が95.8%と大部分を占めている（図 III-5）。

用材供給量のうち、国産材供給量は、近年、ほぼ横ばいに推移してきたが、43年には前年より7.2%の減少を示し、40年の供給量を下回るに至った。さらに、この内容をみると、近年減少傾向を続けてきた針葉樹材は、43年にもさらに減少し、一方、針葉樹材の減少をカバーして41、42年と大幅に増加してきた広葉樹材も、43年には前年より微減を示している。これに対し、外材供給量は急速に増大しており、43年には前年より29.0%増の4,284万 m^3 となり、40年の2倍以上となった。その結果、用材総供給量に占める外材の割合は、40年の28.6%から46.7%へと拡大している。なお、44年上半期においても、外材供給の増勢は続いている。

このように外材供給量が増大している要因としては、次の諸点があげられる。

第1には、増大する木材需要に国産材の生産が対応できないことである。とくに、需要の伸びの著しい合板用材については、今後も外材に依存せざるを得ない状況にある。第2には、近年、建売り住宅、公団住宅等の建設にみられるように建築材の取引き単位が大型化しているが、製材工場にとって、外材は安定的かつ大量に入手が可能で、品質もおおむね一定しており、しかもその取引きに当たっては、長期の手形決済によっているなど国産材に比べ取扱い易い品目となっていることである。また、輸入チップについても、均質性、価格や供給の安定性において、国産チップに比べ工業原料としての優位性をもっている。第3には、外材のうち製材用に利用される針葉樹については、国産材に比べおおむねその材質は劣るものの、価格は安く、しかも、住宅建築等における材の選択は、主として建築業者によって行なわれており、建築業者は安いことをおもな理由として外材を選択することが多くなっている。このため、米材、ソ連材は主として建築用材として、その需要分野を確固たるものとし、最近においては、スギをはじめとする多くの国産

の中、下級材に対して競争力をもつに至ったことである。

イ 地域別および木材工業別素材入荷量

43年における主要需要部門の工場への素材入荷量（製材用、パルプ用、合板用、木材チップ用、坑木用素材の合計）は、総数では7,889万 m^3 で40年に比べ23.4%増加しているが、このうち国産材は2.7%減少しているのに対し、外材は約2倍に増加している（表III-17）。これを地域別にみると、国産材は、北海道で7.8%の増のほかは、各地域で減少している。一方、外材は全地域で増加しており、とくに、本州日本海側、内陸県、四国、九州で2倍以上となっている。このため、素材入荷量に占める外材入荷量の割合は、ほぼ自給している北海道を除いて、いずれの地域においても著しく増大し、43年には3割をこえており、とくに、本州太平洋側では6割に達しようとしている。3

なお、都道府県別に外材依存度についてみると、40年において、外材入荷量の割合が50%をこえていたのは、東京、愛知、大阪、香川のわずかに4都府県のみであったが、43年には、16都府県がその過半を外材に依存している。

つぎに、木材工業のうち、主要部門である製材工業、紙・パルプ工業、合板工業における素材入荷量についてみよう。

まず、製材工業についてみると、40年の製材用素材入荷量4,597万 m^3 のうち、外材は1,185万 m^3 で25.8%を占めていたが、43年には素材入荷量5,569万 m^3 のうち、外材は2,439万 m^3 となり、その割合は43.8%に高まった（表III-18）。

また、国産材、外材別の入荷量を40年と対比してみると、43年には総入荷量で21.1%増大しているが、国産材は、広葉樹材が若干伸びてはいるものの、針葉樹材が大幅に減少したため、全体では8.3%の減少を示している。一方、外材は、総数では2倍以上の伸長をみせており、その内訳をみても、ラワン材の伸びは1.4倍と比較的小さいものの、米材は2.6倍、ソ連材およびその他外材は2.2倍といずれも著しく増大している。

このように、製材用素材入荷量の動向においては、国産材の減少と外材の増大傾向が顕著であり、外材の地位は著しく高まってきている。しかし、外材入荷量の増大に伴って、その品質の低下傾向も一部にみられ、ラワン材においては、下級材や径級の細いものの比重が大きくなる傾向にある。

つぎに、紙・パルプ工業についてみると、40年におけるパルプ用材総供給量（輸入パルプを含む。）1,842万 m^3 のうち、外材は251万 m^3 で13.6%を占めるにすぎなかったが、43年には、総供給量2,546万 m^3 のうち、外材は660万 m^3 に達し、その割合は25.9%に高まった（表III-19）。

また、国産材、外材別の供給量を40年と対比してみると、国産材は広葉樹材、工場廃材が増加したものの、針葉樹材、林地残材が減少したため、全体では18.6%の増加にとどまったが、外材は、木材チップの輸入量が12倍と急増したため、全体の伸びは2.6倍となっている。

さらに、合板工業についてみると、40年における合板用素材入荷量519万 m^3 のうち、外材は457万 m^3 で88.1%を占めていたが、43年には素材入荷量887万 m^3 のうち、外材は812万 m^3 で91.5%となっている（表III-20）。

このように、合板用素材入荷量の9割以上は、東南アジアからのラワン材の輸入に頼っているため、需要にみあった数量を円滑に輸入することが重要な問題となっており、開発輸入を積極的に推進するなど量的な確保に努めている。しかし・産地の資源事情もあって、下級材や径級の細かいものの増加などの質の低下がみられ、合板工業では、厚物合板の製造による中板用としての利用や二次加工の拡大などにより対応している。

(2) 木材輸入

43年の木材輸入量を大蔵省「通関統計」によってみると、前年に比べ24.2%増の3,684万 m^3 （木材チップを含む。）となった。その数量は、わずか3年前の40年に比べても、2倍以上にのぼっている（図III-6）。

43年の丸太および製材品輸入量の種類別構成をみると、ラワン材が39.2%を占めていざんとして首位にあるものの、米材は33.3%に増加し、それに接近している。米材のなかでは、国産材と競合関係のもっとも強い米ツガが55.0%を占め、ついで米マツが17.5%で、この両者で大半を占めている。ラワン材および米材について多いのは、ソ連材の17.5%であるが、これらソ連材と米材の両者で、わが国におけるスギ、ヒノキ、モミ、ツガの丸太生産量と比肩する状態にある。

また、形態別にみると、丸太の対前年増加率は18.0%であるが、製材品は絶対量は少ないものの、その増加率は丸太を上回る28.1%となっており、木材チップにおいては2倍以上に増加している。

つぎに、木材輸入のにない手である商社についてみると、42年までは、商社は木材の質よりも量の確保に力を注いできたきらいがあった。このため、国内の木材需要の動向と必ずしも対応せず、在荷量の増大や下級材が売れ残る傾向が顕著となり、最近では、各商社ともいままでの取扱い量の増大という態度から、国内で必要とする材を確保するという質の面を重視した活動に変わろうとしている。

また、揚港の状況についてみると、43年には前年に比べ14港増加し99港となっている。その

分布をみると、全国の臨海都道府県のすべてにわたっているものの、地域的にはかなりかたよっている（表 III-21）。すなわち、半数にちかい 48 港が本州の太平洋側にあり、なかでも太平洋岸ベルト地帯およびそれに接続する瀬戸内海沿岸に多い。なお、揚港数を外材別にみると、最高はラワン材の 82 港で、ニュージーランド材等でも 62 港にのぼっており、いずれの外材も全国的規模で揚げられている。以下、これらの外材揚港のうち、4 大港（東京、清水、名古屋、大阪）をはじめ、室蘭、新潟、広島、博多などといった、地域的にも重要な位置を占める 15 港湾に所在する外材原木問屋、外材製材工場等を対象とした林野庁「輸入木材流通条件調査」の結果によって、輸入後の港湾都市における外材原木の流通のメカニズムをみよう。

外材が船内荷役を終ってから工場で消費されるまでの間の流通過程は、外材の種類によって異なるが、もっとも大きな差異は、中間に 1 次ないし 2 次の原木問屋が介在するか否かである。

そのような地位にある外材原木問屋の約半数は、商社のみから購入しているが、それ以外から購入しているものもあり、43 年におけるそれらの割合をみると、商社 83.7%、原木問屋 10.1%、自己輸入 2.3%、その他 3.9%となっている。そして原木問屋から仕入れる理由としては、「必要量だけ買える」と「補充買いとして利用している」とがほとんどを占めている。43 年における販売先は、製材工場が 65.5%、ついで原木問屋の 19.9%であり、市売市場は国産材の場合と異なって非常に少なく、わずか 1.0%にすぎない。手形の期間は、国産材の原木市売市場における場合などに比べて非常に長く、商社からの仕入れは 150 日の場合がもっとも多く・それは外材販売量を増大させる重要な要因となっている。

一方、調査港湾都市に所在する外材製材工場について、外材原木の仕入先業者数をみると、「1 人である」と答えた者がもっとも多く、また、それ以上の者でも、仕入先との結合状態は、「ほぼ固定している」という者がほとんどを占めている。これらからみて、外材原木流通機構は、各商社の系列を中軸としてほぼ固定的であることがわかる。

これまで、木材輸入の国内における動向をみてきたが、つぎに、今後におけるわが国の林業および木材工業のあり方などと重要なかかわりをもっている海外における輸入環境についてみることにする。

わが国にとって主要な木材輸入地域は、針葉樹は、資源が豊富で、かつ、天然更新が可能な北アメリカ太平洋岸およびソ連極東地区の 2 地域ならびに人工造林によるマツの多いニュージーランド、また、広葉樹は、フィリピン群島およびボルネオ島を中心とする東南アジア、そして木材チップはアメリカであるが、それらのほか、ニューギニア、ソロモン群島、ビスマルク群島およびオーストラリア等の新規登場の地域もあって、しだいに輸入圏の拡大をみている。一方、その過程で、輸入パターンも変化し始めている。すなわち、従来の供給地における頭打ち傾向からの脱却あるいは外材の長期安定的確保などの方法として、商業輸入のほかに未開発森林資源保有国に対する開発輸入形態をとる傾向がめだってきている。資本輸出の許可件数は、43 年 8 月現在 15

件、44年8月現在25件(うち、合単板4件)となっている。

なお、43年7月には、民間協定により、ソ連の極東森林資源開発のため、わが国が機械、消費物資等を輸出し、その見返りとして、ソ連が44年以降5ヵ年間に木材約800万 m^3 を日本に輸出することとなった。ここで、わが国が木材を輸入しているおもな相手国の森林資源の状況をみよう。

まず、アメリカについて、わが国が主として輸入している地域は、針葉樹資源の豊富な太平洋岸のワシントン州のほかオレゴン、カリフォルニアおよびアラスカの諸州となっている。これら4州の経済林の針葉樹蓄積についてみると、わが国の針葉樹蓄積の約7倍に当たる70億 m^3 を包蔵している。さらに、樹種別にみると、オレゴン州では米マツが52%と過半を占め、また、ワシントンおよびカリフォルニア州でも米マツがともに30%台でもっとも多い。最寒冷地であるアラスカでは、米ツガが61%ともっとも多く、これにつぐシトカスプルスが33%を占めている。

カナダは、世界第1の製材品輸出国であり、主としてB.C.州(ブリティッシュ・コロンビア州)から供給されている。B.C.州は経済林のみで4,800万haの面積、48億 m^3 (胸高直径10インチ以上の成熟木)の蓄積を有しているが、原則として丸太の輸出を禁止している。

つぎに、ソ連については、わが国からみた場合、極東地区が重要であるが、同地区の針葉樹資源量は99億 m^3 と推定されている。州別では、ハバロフスク州に約半分が存在しており、樹種構成からみると、カラマツ属が59%と過半を占め、ついでモミ属の27%となっている。今後の極東地区の開発は、カラマツ属の多いハバロフスク州およびアムール州が中心となるので、わが国のソ連材輸入にあたり、カラマツ属の混入比率の漸増が予想される。

一方、東南アジア地域における発展途上国の熱帯広葉樹資源ならびにニュージーランドの針葉樹資源およびオーストラリアの広葉樹資源等も豊富である。

以上、わが国に関連する諸地域の資源状態をみてきたが、それらの輸入については、必ずしも楽観できるものではなく、最近一部の国においてきびしさが生じている。すなわち、フィリピンにおいては、42年7月から森林資源の保続と国内木材工業の発展を理由として、丸太での輸出を漸減する政策をとっている。また、アメリカにおいては、日本への丸太の大量輸出によるアメリカ国内の立木価格の上昇や製材業者の原木入手難などを理由として、44年1月から連邦有林産の丸太輸出の規制が実施されている。なお、この規制の関連措置として、連邦有林材に代替して私有林等からの丸太が輸出されることを規制する案などが考慮されるに至っている。

さらに、インドネシア、マレーシア連邦等では、製材工場、単板工場の建設が進められているほか、韓国、台湾等との産地における買付け競争もしだいに激化しており、ラワン材の輸入についても楽観はできない。

このような資源保有国の諸事情を反映して、資源の安定的な確保を図るため、東南アジア地域の未開発森林資源保有国に対する開発輸入が最近とくに積極化しているが、これらの地域では、森林の伐採権(コンセッション)の取得をめぐる各国との競争がしだいに激しくなっている。

3 木材価格

(1) 一般用材

43年における木材価格の動向を日本銀行「卸売物価指数」(40年=100)によってみると、「木材・同製品」は42年の120.7から43年の128.4と6.4%の上昇を示したが、42年の対前年上昇率11.8%と比べると、43年のそれはかなり低下している(表III-22)。また、41年以降の推移をみると、木材価格の上昇傾向は、43年にはそれまでに比べ鈍化がめだち、さらに、44年にはいっても、同様の傾向にある(図III-7)。

その主たる要因は、外材在荷量の増大と外材の木材需要に占めるウェイトの増大に伴う国産材価格への影響にもとめられる。

42、43両年の木材輸入量は著増し、外材在荷量が急増したが、ちなみに米材についてみると、43年12月現在の在荷量は205万 m^3 で、前年同期に比べ60%も増加している。このような在荷圧力が、需要の増加、コストアップなどからくる外材価格の上昇傾向を鈍化させた。さらに、このような外材の動向は、一部の高級材を除く国産材の価格に大きな影響を与えたのである。

以下、外材の国産材価格への影響についてみよう。

まず、針葉樹材にみられるヒノキとそれ以外の樹種との価格格差の増大傾向である。

わが国における3大造林樹種であるヒノキ、スギ、マツについて、中丸太の価格指数(40年=100)の推移をみると、ヒノキの騰勢はますます強く、43年には182.3と前年に比べ10.4%上昇したが、44年7月には前年同期に比べ12.8%上昇している。

これに対し、外材と代替関係にあるスギ、マツは、上昇はしているものの43年にはそれぞれ141.6、130.2にとどまり、対前年上昇率もヒノキに比べ低くなっている。さらに、44年7月には、前年同期に比べ、マツは5.3%上昇したが、スギはむしろ低下しており、このためヒノキとの格差がしだいに拡大している(図III-8)。

ヒノキとそれ以外の樹種との価格格差の増大は、外材の供給量の影響によるところが大きい。すなわち、ヒノキの場合、その供給量は輸入ヒノキを加えても、41年を頂点として減少傾向にあ

り、需給のひっ迫から価格が上昇している。一方、その他の針葉樹材の場合は、国産材供給は漸減しているものの、それをはるかに上回る代替性の強い外材の急増によって需給が緩和し、価格の伸びが低くなっている。いいかえると、外材の影響は、これと競合する国産材の価格に強くあらわれているのである。

また、国産材価格に比べ外材価格が割安なことなどもあって、木材需要が外材に傾斜する傾向にある（表 III-23）。

つぎに、国産材の同一樹種内部における径級間格差あるいは品等間格差が拡大していることである。たとえば、スギの小丸太を基準にとって径級間格差をみると、中丸太および大丸太との格差が拡大している（表 III-24）。また、スギ正角の 2 等材を基準として品等間格差をみると、上位品等ほど格差の拡大がめだっている（表 III-25）。

これまで丸太および製材品の価格動向をみてきたが、立木価格について日本不動産研究所の資料によってみると、44 年 3 月には前年同月に比べスギ 3.9%、ヒノキ 11.9%、マツ 1.2%といずれも上昇しているが、43 年の対前年上昇率に比べかなり低下している（図 III-9）。しかし、丸太価格同様、ヒノキとスギ、マツとの価格格差は増大傾向にある。

(2) パルプ用材

パルプ用材の価格は、一般用材よりもさらに伸びなやんでいる。以下、その動向を、パルプ生産に消費されている用材のなかで重要な地位を占めているパルプ用広葉樹材および木材チップについてみることにする。

まず、パルプ用広葉樹材価格の動向を農林省「木材生産流通調査」によって、岩手町、高山市、小郡町、宇和島市および川内市の 5 市場についてみると、43 年には前年に比べ、岩手町、高山市および川内市の 3 市場は上昇したが、小郡町および宇和島市の 2 市場は下落している（表 III-26）。しかし、これらの市場における 42 年の対前年上昇率がいずれも 2 割前後であったのに比べると、43 年のそれは大幅に低下している。

つぎに、木材チップの価格についてみると、42 年に比べて 43 年の価格は、盛岡市、益田市などの各市場ともに、針葉樹、広葉樹のいずれも横ばいであった（表 III-27）。

外国産の木材チップについては、38 年から針葉樹チップの試験的な輸入がはじまり、その後 41 年からは専用船の登場をみるに至っているが、そのほとんどはアメリカ産の針葉樹チップである。

広葉樹チップについては、44 年にはいって、東南アジアからゴムやマングローブのチップ輸入が実現し、また、オーストラリアからユーカリチップ輸入が企画されるなどの動きがみられる。

すでに、外国産木材チップは、北海道、本州、四国および九州といった全地域で、主として大工場において使用されており、しかも今後増加する傾向にある。わが国のパルプ用材の価格形成においても、一般用材の場合と同様に、国際的影響が強まりつつあるのである。

4 薪炭および特殊林産物需給

ア 薪炭の需給

薪炭の需給規模は、燈油、プロパンガス、都市ガス等の化学燃料の普及に伴う需要の減退に加え、製炭従事者の減少もあって、年々縮小している。43年の薪炭生産量についてみると、木炭は36万1,000トンで、前年に比べ19.9%の減少となり、近年では40年につぐ大きな減少率を示した(表III-28)。これを地域別にみると、前年に比べ東日本は18%減、西日本は23%減とそれぞれ減少し、前年とは逆に西日本の減少がめだっている。

一方、薪の生産量も、普通薪8,343万束、しば薪742万束で、前年に比べそれぞれ8.3%、10.9%の減少を示している。

なお、製炭世帯数の動向についてみると、43年12月中の総か働製炭世帯数は4万5,000戸で、前年同月に比べ8.2%の減少をみた。

つぎに、43年の木炭価格の動向をみると、この2~3年生産減による品薄に支えられ、木炭価格はじり高を続けていたが、42年末ごろから需要減少がめだち、産販両地における荷動きは不活発となり、需要末期にかけて近年にみられない大幅な値下がりを示し、4月以降の不需要期以後は横ばいに推移した。44年にはいっても、実需の回復がみられず、在荷圧迫等も影響し、1月から不需要期入りにかけて下落し、その後ほぼ保合状況となっている。

イ 特殊林産物の需給

特殊林産物のうち、まず、食用となる特殊林産物の需給動向についてみると、しいたけは、好調な内外需要の増大に支えられ、また、農山村、山村においては、製薪炭にかわる広葉樹資源の有効利用あるいは所得増大の見地から栽培者の増加や生産施設の拡充がみられ、さらに、純粹培養菌接種法による栽培方法の普及もあって、その需給規模は年々大きく拡大している。

43年の生産量をみると、乾しいたけは7,269トンで前年に比べ24.3%の増加となった(表III-29)。地域的には大分、宮崎、熊本、静岡など古くからの産地がひきつづき主産県としての地位をたもっており、この4県だけで全国生産量の65.1%を占めている。一方、生しいたけは2万8,733トンで前年に比べ10.9%の増加となった。生しいたけは生鮮食料品であるため、生産地も

京浜，中京，京阪神等大消費地をひかえた地域に形成されている。

乾しいたけの輸出状況についてみると，43年の輸出量は1,986トン，その金額は40億円で，前年に比べそれぞれ57.6%，32.8%の大幅な伸びを示した。輸出先はほとんど世界各国にわたっているが，主要な相手先は，東南アジア，香港であり，そのうち，香港向けが全輸出量の56.9%を占めている。

また，43年におけるしいたけの価格についてみると，乾しいたけは，生産量が増加したため，国内価格，輸出価格とも前年の価格を下回ったが，しいたけの価格は，6大都市中央卸売市場総入荷平均価格でみると，1kg当たり387円で前年に比べ5.4%上昇した（表III-30）。

なめこの生産は従来からの天然産と原木による人工栽培に加え，最近では，おがくずを利用した栽培が普及しはじめ，生産量は大幅に増加してきた。43年分なめこの生産量は，4,832トンで前年に比べ44.2%増となっている。なめこ生産量の増加に伴い，消費市場への入荷量も増加しているが，価格は値下がりしている。東京中央卸売市場の43年におけるなめこの入荷量は，1,157トンで前年より68.5%の増となったが，その平均価格は1kg当たり463円で前年より18.9%下回った。

つぎに，食用以外の特殊林産物については，代替品の進出，資源の減少等によって，その需給規模が伸びなやみまたは縮小の傾向にあるものが多く，需要の増加している林産物についても，輸入に依存する傾向がさらに強くなってきている。おもな品目の43年における動向をみると，あべまき，木ろうは，代替品の進出と国内資源の減少により，その需給規模は縮小の一途をたどっており，まつやに，うるしは，国産品による供給はごく少量で，需要の大部分は輸入品に依存している。また，竹材については，竹林の放任，開花枯死のまん延等によって，とくにまだけ生産の減少がめだち，供給不足から竹材価格は上昇している。桐材については，最近になって洋家具の裏板，中板等としての需要が回復しているが，長期間にわたる桐栽培意欲の減退による影響で資源は減少しており，生産量の大幅な増加を期待しえない現状にある。

IV 林業生産の動向

1 森林資源の開発

ア 森林資源の現状

わが国の森林資源は，面積では2,522万haで国土面積の68%を占めており，その蓄積は約19億 m^3 である。

林種別内訳では，人工林が面積比率で33.4%，蓄積比率で29.5%であるのに対し，天然林は面

積比率で 59.5%、蓄積比率で 70.0%といずれも過半を占めている。なお、無立木地・その他が、面積で 7.1%、蓄積で 0.5%となっている（表 IV-1）。

国有林、民有林別に森林資源の特徴をみると、国有林は、面積では全森林面積の 32.0%であるが、蓄積においては 46.9%を占め、1ha 当たり蓄積は 110.7 m³と比較的高い水準にある。これは、人工林面積の約 7 割を 20 年生以下の幼齢林が占めるものの、天然林の面積が約 7 割を占め、しかも、そのほとんどが奥地山岳地帯の老齢過熟林によって構成されているためである。

一方、民有林は、面積比率で 68.0%と全体の約 3 分の 2 を占めるが、蓄積比率では 53.1%と約 2 分の 1 にすぎず、1ha 当たり蓄積は国有林の約半分である 58.8 m³となっている。これは、20 年生以下の蓄積の低い幼齢林の面積が、人工林で約 8 割と高い比率を示すとともに、天然林でも約 6 割と過半を占めていることによっている。民有林において、幼齢天然林が多いのは、民有林が国有林に比べ里山地帯に多く分布し、従来、薪炭林などとして短伐期施業が行なわれてきたためである。

以上のように、わが国の森林資源は、人工林については、国有林、民有林ともに幼齢林が多く、他方、天然林については、国有林は老齢林、民有林は幼齢林が多いという年齢構成上の特徴を有しているが、さらに、人工林率がまだ低いこと、林道が未整備なことなどの問題がある。したがって、今後とも、拡大造林や林道開設などの諸施策を長期にわたって推進し、森林資源の充実を図ることが必要である。

イ 林道の開設

林道は造林、管理、素材生産等林業の全生産過程を通じて不可欠の生産基盤である。すなわち、道路等からの距離が大きくなるにつれて、林業機械の導入、労働力の効率的活用等による労働生産性の向上を図ることが困難となり、伐採搬出や造林のコストも急激に上昇し、林業経営の成立条件がきわめて不利となる。また、林道については、従来はほとんど地形的に限定された小流域を単位として計画されていたが、近年における地域の一般交通体系の整備、有利な木材市場の選択による林業経営の合理化、労働力の減少等に対応して、より広域的に、物的、人的流通効果を発揮することが要請され、森林開発公団営林道や峰越連絡林道等の制度の実施を契機として、多地域間を連絡する線形をとる傾向が大幹線林道等の一般公共林道についてもあらわれている。さらに、林道は山間地帯に開設されるので、これらの地域の集落の交通施設の一部として、また、就業条件の向上等地域社会の振興にも寄与しており、とくに過疎地域等においてその重要度が増しつつある。

林道の開設状況をみると、43 年度末現在の総延長は 7 万 9,240km で前年度末に比べ 4.9%増加している（図 IV-1）。これを 40 年度末と比較すると 13.5%の増加となっており、種類別には、当然のことながら、自動車道が 18.8%と大きく伸びているが、車道は 3.0%の減、森林鉄道は 68.5%

の減となっている。43年度における民有林の林道開設量は2,925kmで、40年度の開設量に比べ82.4%増加しているが、林業構造改善事業の進展に伴う林道開設量の伸びが大きく、総開設量に占める割合の大きい一般公共事業林道の伸びは相対的に小さい(表IV-2)。なお、43年度における民有林林道総開設量の事業別割合は、公共事業林道43.4%、林業構造改善事業林道26.1%、県費単独事業林道21.1%、融資林道1.7%、その他の林道7.7%となっている。

つぎに、民有林における林道密度についてみると、43年度末現在で6.3mとなっている(表IV-3)。「森林資源に関する基本計画」では、昭和57年度までに民有林の林道密度を13.6mとすることを目標としているが、これに対して、現在の林道密度はいずれの地域においてもまだほど遠い状態にあり、林業振興のために、その早急な整備が望まれる。

2 育林生産

(1) 造林

近年における育林生産の動向を人工造林面積の推移でみると、36年度をピークとして毎年減少を続けており、43年度においても前年度に比べ3.5%減の34万8,800haとなった(図IV-2)。これを国有林、民有林別にみると、国有林の人工造林面積は、41年度までの増加傾向が42年度には減少に転じ(対41年度減少率5.4%)、43年度もさらに前年度に比べ4.5%減の8万5,300haとなった。これに対して、民有林においては、減少傾向が連年続いているが、42年度はおおむね41年度水準を維持したものの、43年度にふたたび減少し、前年度に比べ3.2%減の26万3,500haとなった。

再造林、拡大造林別にみると、国有林においては、再造林、拡大造林とも43年度には減少しているが、拡大造林の減少割合が小さいのに対し、再造林は、人工林皆伐面積の減少に伴って15.0%減少している。民有林においては、再造林は、国有林と同様に人工林皆伐面積が減少傾向を続けているため、連年減少傾向にある。一方、拡大造林は、42年度にはそれまでの減少傾向から増加に転じたが、43年度にはほぼ前年度なみの21万8,500haとなっている。これらの結果、国有林、民有林をあわせた再造林面積では、前年度に比べて12.2%の減、拡大造林面積では、ほぼ前年度と同じ水準となっている。

民有林の拡大造林面積は、40年度以降おおむね22万ha程度の水準で推移しているが、このうち公営(地方公共団体、造林(林業)公社、森林開発公団の行なう造林)の拡大造林面積は連年増大を続けており、43年度にも、かなりの増大をみせた前年度の実績をやや上回る6万5,700haとなり、民有林の拡大造林におけるその地位は相対的に高まっている(表IV-4)。

この公営の拡大造林の動向をさらに施行主体別にみると、都道府県営および市町村営は、43年度にはほぼ前年度なみとなっているが、これらはすう勢としては減少傾向にある。また、水源か

ん養保安林および同予定地内にある無立木地等を対象とする森林開発公団による造林は、前年度までは連年増加を続けてきたが、43年度には前年度に比べ7.5%の減少を示した。これらに対して、造林公社による造林は増加傾向にある。

造林公社は、44年12月末現在30府県において33公社設立されており、一般的には10～20年を計画期間とし、年平均100～1,000haの造林を実施している。これに必要な資金は、事業費については造林補助金、農林漁業金融公庫造林資金を主とし、残余の事業費と管理費は府県からの借入金等によっている。公社造林に対する希望は年々強くなっているが、これは、資金的に安定していること、造林による労賃収入が得られること等によるものと考えられる。しかしながら、現段階においては、府県の財政事情等によりその需要に必ずしも十分対処できない状況にある。

なお、森林組合による造林面積は、42年度には5万3,900haとなり前年度に対し20.0%の伸びを示し、民有林造林面積に占める割合も、41年度の16.4%から42年度には19.8%に上昇している。

拡大造林の進展にとって、造林対象地の奥地化、労働力の不足、賃金の上昇、低質広葉樹材の販売の困難化や販売収入の低位性等の悪条件が、さらにきびしくなっている状況のなかで、43年度の拡大造林面積がおおむね横ばいの水準を維持したことは、42年度以降の団地造林事業や明治百年記念造林事業等の諸施策の推進およびこれとあいまって造林公社や森林組合労務班組織の活動があったことに原因がある。

民有林における拡大造林の進行状況を地域別にみると、43年の拡大造林面積が、前年に比べて増加した地域は、北海道、東北地域と近畿以西の西日本諸地域で、その他の中央部の諸地域は減少している（図IV-3）。概していえば、南関東、北関東、東海地域等の人工林化の比較的進んだ地域は減少傾向にあり、北海道、東北、北陸、東山等の人工林化の余地が比較的多く残っている地域においては、北海道の微増、その他の地域はおおむね例年なみといえる。しかしながら、41年まで減少傾向にあった南近畿以西の諸地域において、41年を底として42、43年とひきつづいて拡大造林面積が増加していることが注目される。これらの西日本地域において一様に拡大造林がもちなおしている原因としては、41年以降の木材価格の上昇の度合が、西日本の諸市場において相対的に高く、このことが刺激要因となっていることも考えられる。

地域ごとの人工林化の程度と、拡大造林面積の増減傾向との関係をさらに検討してみよう。

林野庁が、全国の農山村、山村地域の市町村約1,200について実施した「農山村地域林業構造調査」で、調査市町村を私有林の人工林率によって階層区分し、人工林率階層別に私有林の拡大造林面積の推移をみると、人工林率が60%以上である市町村においては、拡大造林の減少傾向はかなり顕著であり、人工林率30%未満の市町村においては、減少傾向は認められず、人工林率30～60%の市町村グループはその中位にある（表IV-5）。

以上のように、人工林化のおくれている地域においては、拡大造林は比較のおとろえをみせず
に推移しているが、これは、団地造林事業等の諸施策が開発のおくれた地域に対して積極的に行
なわれていることや、府県の造林公社等の事業が、これらの地域に重点的に実施されていること
によるものと考えられる。しかしながら、拡大造林の進展を阻害する諸条件は、これらの地域に
おいてとくにきびしいものと考えられ、その推進のためには、今後とも積極的な施策を講ずる必
要がある。

主要樹種別の人工造林面積の動向についてみると、もっとも面積の多いスギは、造林面積が連
年減少しており、これと対照的に、ヒノキの造林面積は、総造林面積が減少気味であるのにかか
わらず増加傾向にある（表 IV-6）。とくに、関東、東海等の人工林化の進んだ地域において、ス
ギ造林の減少、ヒノキのシェア増加が顕著である。これは、最近におけるヒノキ材価格の高騰、
造林地の地位条件の悪化等が、ヒノキの造林を選択させる結果になっているものと考えられる。

マツ類の造林面積は、市況、需要の不振、松くい虫による被害の影響もあってその減少が顕著
であるが、東北地域は松くい虫の被害のないこともあって造林面積は減少していない。

カラマツの造林面積は、連年減少していたが、43 年度には北海道の民有林における造林面積が
増加したことが影響して、全体としては前年度なみとなった。

つぎに、最近における育林技術の動向をみると、育林技術の開発は、森林生産力の増大と労働
生産性の向上を図ることを目的として進められている。

まず、森林生産力の増大に関する技術としての林地肥培は、その研究成果とともに肥培管理技
術も進歩し、省力化の観点とともに、生産量増大をねらいとして、植栽時の施肥とならんで成木
施肥も行なわれるようになってきている。林地肥培面積は逐年増加し、43 年度は前年度より 6.1%増
に当たる 7 万 7,400ha（対 40 年度比 135.5%）になっている（表 IV-7）。農林省「昭和 43 年度
林業動態調査」によれば、過去 1 年間に林地に施肥をした林家数は、1ha 以上の山林保有林家全
体の 9.1%を占め、その割合は、保有規模が大きいほど高く、50ha 以上階層では 28.4%が肥培を
実施している。

また、苗木の活着を確実にし、初期の成長を促進させ、あわせて保育労働の節減をねらいとし
て、植栽技術の工夫が図られている。その方法として、耕うん植栽の実施、造林労働の集中を緩
和させる効果が期待されるポット植栽についての試験が行なわれている。なお、国有林におい
ては、地ごしらえ作業の効率化や地力の維持をねらいとする伐採前地ごしらえ、枝条散布地ごし
らえが逐次拡大している。

階段造林は、かなり古くから雪害を防ぐことを目的として一部の地方で行なわれてきたが、最

近、その効果の大きいことが確認され、多雪地帯の造林技術として体系化されつつある。また、この工法は造林作業の機械化を進めるうえでも効果的であることから、その導入が試みられている。

つぎに、労働生産性の向上に関する技術としては、刈払機の急速な普及と除草剤の使用があげられる。刈払機は最近急速な普及をみせており、44年3月末における国有林、民有林の合計で8万600台となったが、これを40年の普及台数に比較すると約2.2倍に相当する。農林省「昭和43年度林業動態調査」によれば、1ha以上林家の7.6%が過去1年間に刈払機を使用し、刈払機所有台数は、山林保有規模が大きくなるほど普及しており、50ha以上階層では、林家100戸当たりの所有台数は41.8台となっている。

除草剤は、地ごしらえと下刈り作業に使用されているが、とくに育林労働のうち大きな比重を占める下刈り作業では、短期間に労働力を集中しなければならないので、最近の労働力不足の事情を反映して除草剤の導入が進んでいる。さらに、除草剤の空中散布技術の進歩により、その事業化が進み、実施面積も増加している。なお、下刈りについては、生立している林木に被害をもたらさぬ適当な選択性をもつ除草剤の研究が進められている。

(2) 苗木生産

年における苗木面積は減少傾向にあり、43年8月1日現在における苗木面積は、前年に比べて9.0%減に当たる7,456ha(対40年比82.6%)となった(表IV-8)。これを経営形態別にみると、前年かなりの減少をみせた国営苗木は、43年には1.7%の微増を示したのに対し、公営および私営苗木は大幅な減少を示し、とくに、苗木面積の過半を占める私営苗木は12.5%の減少となっている。なお、公営では都道府県営の苗木面積が、私営では規模の零細な自家用生産者の面積減少が著しい。

私営の苗木生産者の半数は、自家用生産者であるが、その苗木面積に占めるシェアはきわめて小さく、これ以外の一般苗木生産業者も零細な規模のものが多く、計画的な生産、供給や経営の合理化等が進みにくい。

つぎに、苗木の生産量(山行苗木の本数)についてみると、人工造林面積の減少傾向に伴い39年度をピークに連年減少しているが、とくに、43年度の苗木生産には、42年の全国的な干害による被害がひきつづき影響したこともあって、前年度に比べ7.7%減の13億4,000万本となっている(図IV-4)。これを国営、民営別にみると、両者とも減少を示しているが、民営の減少率の方が大きい。樹種別には、国営ではヒノキの増加がみられるものの、マツ類の減少がめだっており、民営ではスギ、マツ類、カラマツの減少が大きい。

このように、苗木生産量が減少したため、需給に不均衡を生じ、山行苗木の価格は上昇した。

とくに、スギ、ヒノキの上昇は著しく、前年に比べて20～30%程度の上昇率を示し、前年まで比較的安定していたカラマツも、43年には14%の上昇となっている。

苗木の流通は、その生理的な環境適応性にふさわしい範囲で行なわれることが必要であり、そのため、そのような地域内で供給を行なうことが望ましいが、現実には各地域における結実の豊凶、採取生産労務事情等により地域間需給の過不足が相当あり、道路の整備、交通手段の発達等に伴い種苗の流通圏が著しく拡大し、さらに拡大造林の進展により、造林対象地の奥地化、高冷地化が進んでいることもあって、造林木の生育不良につながる幼齡期結実現象、凍害の発生等が多くなっている。これらの原因としては、苗木の不適地植栽および不良母樹からの採種によるものとみられる。これらの事態を是正するには、優良種苗の質量両面の確保を図り、適正円滑な造林の推進を図ることが必要であり、このため、採取源の再整備をはじめ、種苗の生産流通過程等の改善措置が要請されている。

つぎに、苗木生産技術の動向をみると、育種については、32年度から始められた林木育種事業の進展により、精英樹系統による種苗が生産され、わずかながらも実用化されている段階にある。なお、現在では、成長および形態を主眼とした育種を行なっているが、今後は気象災害等に対する抵抗性の強い品種等の創成を図ることも必要である。

また、育苗技術については、健苗育成のため、苗木の栄養、生理の解明および効果的な施肥に関する技術開発が進められ、これと並行して、育苗期間の短縮を図るため、床替え、根切り等について効率的な改善が行なわれている。

(3) 被害

林木の生産にはきわめて長期の年月を要するため、その間に各種の災害にあう機会が多く、しかも、うけた被害の回復が困難である。したがって、育林生産を阻害するものとして被害の及ぼす影響は大きい。

まず、気象災害をみると、43年2月に関東の一部、北陸、近畿、四国、九州などの比較的温暖な地域における異常降雪のため、雪害が大量に発生した。また、北関東を中心とする地域の凍害も多かった。これは、拡大造林の推進によって比較的高冷地にまで若い人工林が分布するようになり、加えて、そこに植栽される種苗のなかにこれら高冷地等の自然環境条件に適応しえない資質のものが多いためと考えられ、この種の凍害はまん性化する傾向にある。

その他の被害をあわせて、43年の民有林の気象災害被災区域面積は約15万haとなっており、近年においては38年につぐ規模であった(表IV-9)。

つぎに、火入れ、たき火、たばこ等が原因となって起こる林野火災についてみると、戸外レク

リエーションの増加、道路網の発達等によって出火原因は増大の傾向にあり、さらに、農山村人口の減少により消火能力の低下をきたしつつあるため、林野火災は多発化、大規模化の可能性を増してきている。43年における被害は、焼損面積では1万2,700haとなっており、また、損害見積り額では27億円で最近5カ年間に於いては40年について大きかった（表IV-10）。

このような気象災、火災の発生に対して、森林国営保険等への加入率は低く、民有人工林総面積のほぼ3割にすぎない。このため、災害に対するてん補は、必ずしも十分に行なわれていない状況にある。

なお、火災については、予防に関する指導を強化するとともに、消火剤のヘリコプター散布等の効率的な山火事防除技術の開発を進めている。

病虫害等による被害量は、発生要因である気象条件および国土の開発、人工造林の進展等の環境変化と、防除対策の実行いかんによって左右されるが、その長期的傾向をみると、内容に変化はあっても総数としては漸次増大のすう勢にある。

松くい虫による被害は、43年度は、乾燥期が少なく発生がおさえられたことおよび防除が促進されたこともあって、被害材積は前年度に比べ19.5%減の38万5,000 m³となり、37年度以降の最低値となった。しかしながら、被害が小径木に及んできたことを考慮すれば、被害はいぜんまん延しているものとみられる。また、この小径木化は、材価の不振、需要減等による販売の困難化と労働力不足、労賃上昇等伐倒駆除作業の条件悪化とによって、駆除をますます困難なものとしている。

松くい虫以外の病虫害等による被害は、43年度には33万3,000haで前年度に比べて3.3%減少した（表IV-11）。そのうち、松毛虫、まいまいがおよびからまつ先枯病菌による被害は、空中散布事業の進展、防除薬剤の進歩等によって減少に向かいつつあるが、まつばのたまばえ、すぎたまばえ、すぎはだにおよび野ねずみによる被害は増加の傾向を示している。

森林病虫害等に対する防除技術については、薬剤の空中散布方法の進歩と普及、防除薬剤の開発、防除作業の機械化等により、松毛虫、まいまいが等の食葉性害虫による大被害はあまりみられないようになった。また、被害が増大傾向にあるまつばのたまばえ、すぎたまばえ、すぎはだにおよび野ねずみに対しては、適期、適域防除のための統計的発生予察方法の進展がみられた。

3 素材生産

ア 素材生産の概況

近年横ばいに推移してきた素材生産量は、43年には4,817万m³となり、前年に比べ7.0%減と

大幅な減少を示した（図 IV-5）。しかも、その内容をみると、連年減少していた針葉樹材の生産量は、前年よりさらに 9.6%減少し 3,012 万 m³となっており、一方、41,42 年と増加傾向にあった広葉樹材の生産量も減少に転じ、前年に比べ 2.4%減の 1,805 万 m³となった。

所有山林形態別にみると、国有林は 40 年をピークに減少しつつあり、43 年には広葉樹材がわずかに増加したが、針葉樹材がひきつづき減少したため、前年よりも 5.5%減少した。また、前年著しい減少を示した公有林の素材生産量は、43 年には前年に比べ 7.0%増加したが、針葉樹材はいぜん減少しており、広葉樹材は 21.5%と急増した。一方、41, 42 年と、主として広葉樹材生産の伸びに支えられて増加傾向にあった私有林の素材生産量は、43 年には針葉樹材が前年にひきつづき減少し、また、広葉樹材も減少に転じたため、私有林全体としては前年より 8.8%の減少となった。

また、素材生産量を地域別にみると、43 年は全地域とも前年より低い水準にあり、とくに、北陸、東山、東海および九州の各地域は、いずれも前年に比べ 10%以上の減少を示している（表 IV-12）。

木材需要が増大しているにもかかわらず、43 年に素材生産量が減少したのは、資源的な制約、林道の未整備、山林保有規模の零細性、森林所有者の財産保持的傾向等が基本的に影響しているが、さらに、木材需要が外材に傾斜し 43 年以降国産材のうち、下級材の生産に影響を与えるようになったこと、間伐材需要が不振なことによるものである。なお、紙・パルプ工業においても、丸太から木材チップへの原料転換が進められ、外国産木材チップの輸入が増加したことがその要因の一つとなっている。

つぎに、素材生産における機械化の現状についてみることにする。

国有林においては、各機械とも従来から相当数導入され、現在では、その使用効率の向上と作業方法の改善を図っている段階にある。チェーンソーの所有台数をみると、39 年以降ほぼ一定の水準で推移してきたが、地ごしらえ用として用途が拡大したこともあって、44 年 3 月末現在では、前年より 5.5%増に当たる 5,352 台となった（表 IV-13）。また、国有林の集材機は、林道、作業道の積極的な開設や工程の単純化等の搬出方法の改善により、台数は漸減の方向にあり、トラクターによる集材が比重を高める傾向にある。

一方、民有林の機械導入状況をみると、経営規模の零細性による機械効率の低位性等のため、国有林に比べて機械化がおくれていたが、現在では機械に対する認識が高まり、また、労働力の減少等を反映してその導入は著しく伸びており、44 年 3 月末には、40 年に比べチェーンソー 137.4%、小型集材機 41.9%、大型集材機 36.6%の増加を示している。今後の民有林の機械化は、林業構造改善事業等の助成措置によって、さらに進展するものと思われる。

イ 樹種別素材生産の動向

素材生産量を針葉樹材、広葉樹材別にみると、針葉樹材の生産量はいぜん減少傾向にあり、43年にも前年に比べ9.6%の減少を示した。これを地域別にみると、北陸地域の18.1%減がとくにめだっているが、それ以外の地域においても、前年に比べおおむね10%前後の減少となっている。

また、樹種別にみると、針葉樹材素材生産量の約4割を占めるスギは、43年には前年に比べ8.5%減少している。スギについて生産量の多いマツ類は13.2%減、ヒノキは8.4%減とそれぞれ前年より減少している（表IV-14）。

過去5年間の樹種別素材生産の動向を地域別にみると、スギは、北関東、南関東、四国の横ばいを除き各地域とも減少傾向にあり、とくに、北陸、東山、北近畿、中国地域の減少が著しい。スギ生産量減退の要因としては、一部には伐期をのばして長大材の生産をめざす経営への転換等の供給側の要因と、外材の顕著な進出がスギ材とくにスギ小丸太の需要に影響を与えていることも指摘される（図IV-6）。

マツ類は、全地域において減少傾向を示しているが、とくに東海、南近畿、九州地域の減少がめだっている。これは、松くい虫の被害等による資源の減少、坑木、くい丸太等の需要分野における代替品の進出、紙・パルプ工業における丸太から木材チップへの原料転換等によるものである。

ヒノキは、北関東、東山、南関東地域ではほぼ横ばいであるが、それ以外の地域では減少しつつある。しかし、全体の減少量はスギ、マツ類に比べるとかなり小さい。これは、需要面で外材との競合が少なく、材価が上昇傾向をたどっているためといえよう。

なお、針葉樹材生産量を用途別にみると、その8割以上を占めている製材用は、41年まではほぼ同一水準で推移していたが、以後低下傾向にあり、43年には前年に比べ8.3%減の2,511万³にとどまった。パルプ用は、年々減少の一途をたどり、43年には前年より21.3%の大幅な減少となった。また、木材チップ用も41年以降減少し、43年には前年よりも22.0%減少した（表IV-15）。

一方、広葉樹材の生産量は、41、42年と増大し、とくに42年の対前年増加率は14.9%と大幅であったが、43年には反転して2.4%の減少となった。地域別には、東北、北関東、南関東、北近畿、中国地域においては増加しているが、その他の地域においては減少している。とくに、広葉樹材生産量の3割以上を占め、最近における生産量増加に大きく寄与した北海道において、前年に比べ5.1%の減少となっていることが注目される。

また、樹種別にみると、ブナ、ナラが前年に比べそれぞれ10.0%、6.4%減少しているが、その

他広葉樹は横ばいとなっている。

なお、広葉樹材生産量を用途別にみると、製材用は、ここ数年横ばいの傾向にあり、43年も前年とほぼ同量であった。製材用について広葉樹材生産量に占める割合の大きいパルプ用は、前年には大幅に生産が増大したが、43年には前年に比べ17.0%減少し、一方、木材チップ用は15.0%の増加を示した（表IV-16）。なお、両者の合計では前年に比べ3.6%の減少となっている。

以上のような43年における素材生産の動向にかんがみ、今後とも、林道の整備拡充、森林施業計画制度の推進、国産材供給構造の改善等の諸施策を推進する必要がある。なお、低位利用の状態に放置されている広葉樹材の生産の増加については、民有林を対象として44年度にパイロット事業として実施中の里山再開発事業および44年度から実施されている国有林の森林資源充実特別事業の積極的な推進にまつところが大きい。

V 林業経営の動向

1 林業経営の概況

(1) 林業経営体の現状

山林を0.1ha以上保有する経営体は300万ちかくあるが、このうち、保有規模が1ha以上であるものは、農林省「昭和43年度林業動態調査」によれば、43年10月1日現在全国で約105万となっている（この調査結果には、35年2月1日以降新たに山林を保有したものは含んでいない。また、6大都市の都市部および離島は、調査から除外されている。）。これら保有山林面積1ha以上の経営体の経営形態は、個人、会社、団体等多岐にわたっているが、そのうちの9割強に当たる約97万は個人世帯である林家となっている。

以下、林家を中心に、保有山林規模が1ha以上である林業経営体の現状をみることにする。

まず、保有規模別の林家数は、1～5haの階層が全体の69.1%に当たる約67万戸、5～10ha階層が16.6%の約16万戸と保有規模が小さい林家が圧倒的に多いのに対し、50ha以上の規模を有する林家は1.0%の1万戸にすぎない（表V-1）。また、林家の主業をみると、林業を主業とする林家は全体の2.4%にすぎず、農業を主業とするものは65.0%となっている。しかし、林業を主業とする林家の比率は規模の大きい階層ほど高くなっており、とくに、100ha以上の階層では4割ちかくに達し、農業を主業とするものを上回っている。

これら林家の山林保有状況をみると、保有山林面積の規模階層別シェアは、林家数で全体の約7割を占める1～5ha階層が、面積では24.5%を占めるにとどまっておき、一方、林家数でわずかに1.0%の50ha以上層が、面積では20.5%を占めている（表V-2）。平均人工率は、近年におけ

る拡大造林の進展を反映し、全体で 43.6%に達しており、階層別にみても大きな差はみられないが、販売の対象になるとみられる 31 年生以上の人工林を保有する林家は全体の 23.7%にすぎない。しかも、その比率は規模の小さい階層ほど低下し、とくに、1～5ha 階層では 8 割以上の林家が 31 年生以上の人工林を保有していないことが注目される。

つぎに、林家の労働力の状況をみると、自営林業に従事した世帯員は、16 歳以上世帯員の約 4 割となっている。しかし、このうち主として自営林業に従事した者は 4.1%にすぎず、主として農業など他産業に従事した者が圧倒的に多い（表 V-3）。自営林業に従事した世帯員の割合を階層別にみると、20～50ha 層でもっとも高くなっているが、階層間の差異はそれほど顕著ではない。しかし、このうち主として自営林業に従事した世帯員の割合は規模が大きい階層ほど高まり、保有規模が 100ha 以上の階層では約 3 割に達している。このような状況を反映して、林業従事日数が年間 29 日以下である世帯員は約 8 割と圧倒的に多く、小規模な林家ほど従事日数の短い世帯員の割合が高くなっている。また、林家が雇用した労働者についてみると、労働者数は全体で約 97 万人、1 戸当たり 1.0 人となっている。これら労働者の大部分は、年間雇用日数が 29 日以下となっているが、規模の大きい林家においては、1 戸当たりの雇用労働者数が増大するとともに、雇用期間の長い労働者の占める割合が高くなっている。

なお、保有山林面積が 1ha 以上である林家以外の事業体の現状についてみると、事業体数では会社が約 1,400、団体が約 2,300、社寺が約 2 万 9,300、慣行共有（財産区を除く。）が約 4 万 7,000、地方公共団体（都道府県を除く。）が約 4,400 と推定されている。これらを保有山林規模別にみると、保有規模が 20ha 未満である経営体は社寺の 93.5%を最高に団体、慣行共有がいずれも約 7 割を占め、比較的大規模経営の多い会社でも約 5 割、地方公共団体で約 2 割となっている（図 V-1）。すなわち、林家以外の事業体においても、保有山林面積が小規模であるものがきわめて多く、とくに、経営体数の多い社寺、慣行共有において小規模経営体のウェイトが高いことがめだっている。

(2) 経営条件の変化

林業経営をとりまく諸条件としては、土地、資本、労働の調達および生産物の価格、流通に関する問題等があるが、ここでは、林業経営の発展にとって重要とされる諸問題のうち、林地移動、林地価格および林業金融の動向についてみることにする。

ア 林地移動

個別林業経営体にとっての林地移動としては、林地と林業以外の用途に供される土地との間の転用に伴う林地面積の増減と、売買等による経営体相互間における林地の移動の二つがある。

まず、転用に伴う林地面積の増減状況について農林省「昭和 43 年度林業動態調査」によって、

山林と山林以外の土地との間の面積異動としてみると、保有山林 1ha 以上の林家が、42 年 10 月～43 年 9 月の 1 年間において山林以外の土地に造林した面積、すなわち、新たに保有山林となった面積は 1 万 4,900ha であり、このうち、耕地に造林されたものが 5,000ha、耕地以外の土地で主として原野に造林されたものとみられるものが 1 万 ha となっている。一方、山林から林業以外の用途に転用された面積は、総数で 1 万 4,400ha、うち耕地に転用されたものが 1 万 1,300ha を占めている。すなわち、全体としては、山林以外の土地に新たに造林された面積が、山林から転用された面積をわずかながら上回り、これら林家の保有する山林面積の増大をもたらしているものの、耕地と山林との比較では、山林の耕地化がより強いことを示している（表 V-4）。これを保有山林面積の階層別にみると、1～5ha 階層では、山林面積の減少がみられるのに対し、5ha 以上の階層では、概して山林以外の土地に造林された面積が耕地などに転用された面積を上回っており、とくに、20～50ha 層の林家では、その比率が 2 倍以上になっているのがめだっている。また、保有規模が 50ha を境いに、規模の小さい階層では、新たに山林となった面積のうち、耕地造林の比重が 3 割以上を占め、他方、山林から転用された面積のうち耕地が大半を占めているなど、山林と耕地との間の転用が、50ha 以上層のそれよりも著しく高いウェイトを占めていることが認められる。

つぎに、山林の売買状況を同じ調査によってみると、保有山林 1ha 以上の林家約 97 万戸のうち、山林を購入または売却した林家数は 4.4% に当たる 4 万 3,000 戸となっている。購入した林家は 2 万 4,000 戸、売却した林家は 2 万 1,000 戸であり、面積は売買ともほぼ同じの 3 万 9,000ha、1 戸当たりでは購入が 1.6ha、売却が 1.8ha となっている（表 V-5）。これを階層別にみると、売却、購入した林家数の割合および 1 戸当たり売買面積は、規模の大きい階層ほど高まっており、とくに 100ha 以上層では、山林を購入した林家が 1 割以上存在するものの、売却した林家もかなり多く、また、その 1 戸当たりの売却面積が 50ha にちかひことがめだっている。階層別の購入、売却の差引きをみると、売却面積が購入面積を上回っているのは 1～5ha 層および 50ha 以上の各階層であり、林家数では、1～5ha 階層において売却林家数が購入林家数を上回っているが、5ha 以上の各階層においては購入林家の方が上回っていることが認められる。

以上のように、保有山林の拡大傾向は 5ha 以上の規模をもつ林家に相対的に多くみられるのであるが、農林省「昭和 43 年度林業経営者意識調査」によって、保有規模が 5ha 以上の林家につき将来の意向をみると、過半は現状の規模を維持するとしているが、将来、規模拡大を志向する林家が 3 割強を占め、規模縮小意向の林家比率を著しく上回っている。また、5 年前の規模と比較すると、規模を拡大した林家では将来の拡大意向も強く、逆に規模を縮小した林家には今後とも規模縮小を図ろうとするものが多いことが認められる（表 V-6）。

イ 林地価格

近年における林地価格は上昇傾向にあるが、これは、林地としての需要そのもののおう盛さにもよるが、耕地、宅地、工業用地としての土地需要の増大が、林地価格をさらに上昇させている

ことも要因となっている。

一般に林地価格は、立地条件、売買面積の大小、売買当事者間の各種事情等によって異なるものであるが、ここでは林地として売買された価格について、おおよその水準を日本不動産研究所の調査によってみることにする。

まず、43年3月末現在における用材林地の1ha当たり価格は、都府県平均で約27万円、薪炭林地は約19万円であり、前年に比べそれぞれ14.2%、11.5%と著しい上昇を示しており、近年における林地価格は、年々上昇の度合が大きくなる傾向にある（表V-7）。

林地価格の対前年上昇率が10%以上となったのは、立木価格が3割程度の大幅な上昇をみた36年以來のことであって、43年における立木価格の上昇が36年ほど大きいものでなかったことなどから、林業用以外の土地需要の強かったことの影響が少なくないものと考えられ、今後の動向が注目される。

つぎに、43年の用材林地価格を地域別にみると、北海道が約3万円ときわめて低いが、これは自然的、経済的立地条件が悪く、しかも、1件当たりの売買面積が他地域よりもかなり大きいことなどのためと考えられる。北海道以外では、南関東が52万円でもっとも高く、ついで北関東、南近畿、東海の順となっており、他方、低いのは中国、四国の両地域が20万円未満であるなど、総じて自然的、経済的立地条件に恵まれ、しかも大都市周辺地域における林地価格が高い水準にあり、前年に対する上昇率も概して大きいことが認められる。

また、地域別の薪炭林地価格をみると、用材林地と同様に南関東の38万円がもっとも高く、ついで北関東、東山、東海、南近畿の順となっており、低い地域は北海道の2万円台、中国、四国が12万円台の水準となっている。対前年上昇率の大きい地域は、北関東、南関東、南近畿、北近畿などであり、用材林地とほぼ同様の傾向を示している。

ウ 林業金融

林業に対する金融の動向についてみると、44年3月末現在の各種金融機関による貸出残高は、育林から素材生産までの部門（以下「林業部門」という。）に木材・木製品製造業部門を加えた総額では1兆1,333億円と推定され、うち林業部門は2,037億円で、前年同期に比べそれぞれ13.3%、20.5%の増加、40年と比較すると1.8倍、2.0倍に増加している（表V-8）。貸出残高総額を金融機関別にみると、銀行、相互銀行、信用金庫等一般金融機関によるものが約8割を占めているが、林業部門だけについてみると、農林漁業金融公庫など制度金融に依存する度合がもっとも高くなっている。また、40年以降の推移では、農林中央金庫など系統金融の伸びが大きく、とくに林業部門では40年の3倍以上となっているが、これは森林組合の経済事業の進展と森林担保金融の増加によるところが大きい。

また、44年3月末現在における林業部門と木材・木製品製造業部門の総貸出残高を資金使途別にみると、運転資金は9,067億円で全体の80.0%、設備資金は2,266億円で20.0%を占めている。これをさらに部門別にみると、林業部門における設備資金の割合は46.8%と木材・木製品製造業部門の14.1%をはるかに上回っており、しかも、林業部門設備資金の9割以上は制度金融に依存していることが認められる。

つぎに、制度金融による設備資金の大半を占め、私有林の経営に直接関連する造林、林道等の資金を供給している農林漁業金融公庫資金の貸付決定額についてみると、43年度は195億円であり、43年2月の異常降雪に伴う資金需要の増加などの特殊事情があったが、林地取得資金、造林資金、林道資金を中心に前年度よりも40.1%の急増を示している（表V-9）。

さらに、林家の林業経営資金等の借入状況を、農林省「林家経済調査」によってみると、43年9月末現在の借入金残高は、前年9月末に比べ8%の増加、40年と比較するとその規模は約1.6倍に拡大しており、林業経営改善資金などの農林漁業金融公庫資金、農協系統資金および銀行等のその他資金のいずれも増加している。このうち、公庫資金は全体の4割以上を占め、林家にもっとも密着していることを示しているが、その内訳では、林業経営改善資金のウェイトが増大しているのに対し、伐採調整および林業経営維持資金の割合は低下している。

以上のように、林業金融は毎年増大しているが、林業者等の多くは零細で、受信力が弱いため、必要とする資金の確保が困難な場合が多い。このため林業信用基金は、林業者等の運転資金についての債務を保証し、その受信力を強める役割を果たしているが、43年度における債務保証状況を見ると、資金需要の増加に伴い債務保証額も急速に増加し、前年度の37.2%増に当たる214億円となっている（表V-10）。この結果、44年3月末の基金の保証付融資残高は、中小規模の林業者等に対する一般金融および系統金融の運転資金借入残高の4.2%を占め、そのカバー率は年々増加し、林業金融の円滑化に役だっている。

債務保証を受けた資金の使途は、素材生産および製材資金が大部分を占めているが、最近の傾向としては、外材丸太の輸入が急増していることに伴って、製材資金が著しく増大しているのに対し、国産材生産の停滞ないしは減少を反映して、素材生産資金の伸びが鈍化する傾向にある。また、被保証者別にみると、会社および個人の利用が全体の7割ちかくを占め、木材関係協同組合などの組合利用のウェイトは連年低下している。

なお、基金の債務保証実績は年々増大しているが、その反面、事故発生件数も増加しており、代位弁済による求償権残高は43年度末で3億4,500万円となり、前年度末に比べ約2.4倍となっている。

2 私有林

私有林の面積は1,446万ha、蓄積は8億3,300万 m^3 であり、それぞれわが国森林の57.3%、43.8%を占めている。このうち、人工林は面積で39.3%、蓄積で47.6%を占め、その比率は、公有林、国有林に比べて高い水準にある。しかし、私有林においては幼齢人工林の面積ウェイトが比較的高いこと、また、天然林には生産力の低いいわゆる薪炭林の比重が大きいことなど、資源内容は必ずしも充実しているとはいえない状態にある。

(1) 私有林の階層別経営動向

私有林経営体の大部分を占める林家について、その保有山林面積階層別の生産活動状況を、農林省「昭和43年度林業動態調査」によって概観しよう。

まず、林家の人工造林および用材販売状況についてみると、42年10月～43年9月の1年間に人工造林、用材販売をした林家数の割合は、1ha以上の林家全体でそれぞれ31.3%、11.7%となっている(表V-11)。これを階層別にみると、いずれも規模の大きい階層ほど高まっており、100ha以上層では、人工造林をした林家が74.2%、用材販売をしたものが63.6%となっている。また、それぞれの階層別シェアをみると、人工造林面積では、1～5ha層が26.6%、5～20ha層が37.5%など各階層とも保有山林面積の階層別割合とほぼ同様の数値を示しているが、用材販売量では、保有山林面積で7.1%を占める50～100ha階層が6.6%とほぼ近似したシェアを占め、面積割合で13.4%を占める100ha以上層の用材販売量シェアは29.4%と著しく高いのに対し、50ha未満の各階層では、用材販売量シェアが保有面積のそれを下回っていることが認められる。

つぎに、保有山林への労働投入状況をみると、労働投入した林家数の割合は全体では82.8%であり、1戸当たりの投入量は54.1人目となっている(表V-12)。これを階層別にみると、労働投入した林家比率は、規模の大きい階層ほど高く、また1戸当たりの投入量も、1～5ha層の34.0人目から100ha以上層の915.3人目まで保有規模が大きくなるにしたがって著しく高くなっている。さらに、投入された労働力の内容をみると、全体では世帯員によるものが約7割、常用および季節雇・臨時雇の雇用労働力によるものが3割弱を占め、委託・請け負わせ等はきわめて少ない。しかし、階層別にはかなりの違いがあり、世帯員による投入量は小規模林家ほど高い比率を示しているのに対し、雇用労働力による投入量は規模の大きい階層ほど比重をまし、しかも、常用労働者のウェイトが増大していることがめだっている。また、100ha以上の林家においては、森林組合、素材生産業者等に委託・請け負わせたものが2割ちかくを占めていることも注目される。

以上のように、林家の林業経営における労働力は、その大部分を世帯員および雇用労働者に依存しているが、近年における山村、農山村からの人口流出は、世帯員であれ、雇用労働者であれ、これら林家にとっての林業労働力の確保を困難なものにしつつある。とくに、下刈り作業を中心とする育林事業においては、作業が季節的に制約されることなどもあって、労働力の不足傾向がみうけられる。さらに、雇用労働者については、これらの林家における就労の場としての山林そ

のものが小規模であることも影響して、年間の雇用日数が短かい労働者が圧倒的に多いなど、その就業状態は一般に不安定であるものが多い。

以下、私有林経営を、保有山林 1～5ha の農林家、5～50ha の林家、50～500ha の林家および会社と階層別に大別し、それぞれの動向分析を行なうことにする。

ア 保有山林 1～5ha の農林家

保有山林面積が 1～5ha である林家は、その大部分が農家であり、しかもこれらの林家における林業経営は、家族労働を主体に農業の副次的部門として営まれているのが一般的であるので、ここでは、保有山林 1～5ha の林家のうち、農林家の林業経営をみることにする。

保有山林 1～5ha の農林家の総所得は、ひきつづき増大傾向にあり、43 年度には前年度の 9% 増に当たる 115 万円となり、40 年度に比べると 4 割以上の増加となった（図 V-2）。このうち、林業所得は 7 万 5,000 円（前年度まで農業所得として算出されていた栽培しいたけ部門の所得を含む。）で前年度とほぼ同じ水準にあり、また、総所得の過半を占める農業所得は、農産物価格の上昇鈍化および賃金等農業経営費の上昇等によって、43 年度には前年度の 4% 増にとどまった。これらに対し、その他の兼業所得は、43 年度には前年度に比べ 14% 増、40 年度の約 1.7 倍に著増しており、総所得に占める割合も、40 年度の 31% から年々上昇し、43 年度には 37% に達している。

つぎに、43 年度の林業所得を地域別にみると、林業所得の高い地域は南近畿の 12 万円強を最高に、北関東、東山、南関東、東海の各地域であり、これらの% とさらに高まり、30 万円以上の木材販売収入をあげた農林家はわずかに 5% となっている。これをさらに人工林率階層別にみると、人工林率の低い農林家ほどその傾向が強く、とくに、人工林のない農林家では、木材販売収入のないものが 8 割以上となっており、木材販売収入が 30 万円以上であるものはきわめて少なくなっている。

さらに、家族員の労働投入状況をみると、自家林業労働時間の減少傾向はいぜんとして続いており、43 年度における都府県 1 戸当たり平均の労働投入量は、家族員総労働量の 4% に当たる 233 時間にすぎず、前年度よりも 3% 減、40 年度に比べると 26% の減少を示している（表 V-15）。また、自家農業への労働投入量は全体の 61%、農林業以外への投入量は 35% を占めており、40 年度以降の推移をみると、農業労働の比重はほぼ横ばいしないしわずかに低下傾向にあるが、その他労働の割合は連年上昇している。

自家林業労働投入量は、経済地帯別には山村が、耕地規模別には 0.5～1.0ha 階層の農林家が相対的に多いものの、総労働量に占める割合はいずれも 5% 以下と低く、しかも、40 年度に比較すると、経済地帯、耕地規模をとわず、一様にその地位が低下していることが認められる。

イ 保有山林 5～50ha の林家

農林省「林家経済調査」は、保有山林 5～50ha の階層のなかでも林木資産内容がかなり優良であり、また、保有山林に対する投入や産出のひん度が比較的高い林家を調査対象としているが、これによると、林業所得は、木材価格の上昇と並行して年々上昇を続けてきたが、43年（42年10月～43年9月の1年間、以下各年次とも同じ。）には40万円となり、前年に比べ24%の急減を示し、40年とほぼ同一の水準に落ちこんだ（表 V-16）。この主たる要因としては、木材販売量の減少と販売単価の伸びなやみがあげられ、林業総収入の約8割を占める立木や素材としての木材販売収入が前年よりも10万円減少したことが大きく影響している。なお、木材販売収入以外の林業収入についてみると、薪炭販売収入の減少、しいたけ等の栽培きのこ類販売収入の増大がひきつづき認められる。

一方、林業以外の所得は、42年には農業所得を中心に大幅な伸びをみせたが、43年には前年の7%増に当たる75万円にとどまった。これは、労賃、俸給収入が前年に比べ20%以上伸びたものの、農業所得の伸びが農産物価格の上昇鈍化等によって2%にすぎなかったことによっている。この結果、林家の総所得は、前年の94%に当たる115万円に減少し、林業所得の占める割合（林業依存度）も前年の43%から35%に低下した。なお、家計支出は年々増加し、43年は前年の12%増にあたる106万円となり、これらの林家において、農林業の経営資金等に向けられる現金、準現金の保有高の伸びが著しく低下したことが認められる。

つぎに、自営林業に対する家族労働の投入状況をみると、近年における家族員の労働投入量は減少傾向にあるが、43年には家族員総労働時間の18%に当たる963時間（対40年比92%）で、前年とほぼ同じ水準にある（表 V-17）。一方、賃労働、職員勤務など農林業以外の兼業労働時間は、林業労働時間の減少に代替するかたちでひきつづき増加傾向にあり、42年以降、自営林業労働量を上回り、農業労働量につぐ位置を占めたことが指摘される。

雇用労働量を含めた自営林業への総労働投入量は、43年には40年の1割以上の減に当たる1,295時間となった。これを部門別にみると、育林部門がほぼ横ばい、きのこ類栽培部門がひきつづき増大しているのに対し、素材生産、製薪炭部門の減少が著しい。

さらに、林業生産活動についてみると、これら林家の主たる収入源である木材販売量の減少が顕著であり、前年に比べ立木販売量は約3割、素材販売量が約4割の減少となっている（図 V-3）。なお、人工造林面積、木炭販売量はひきつづき減少しているのに対し、しいたけ販売量の急増がめだっている。

ウ 保有山林 50～500ha の林家および会社

保有山林面積が50ha以上の経営体においては、その所在する地域、山林保有規模、林木資産内容、林業以外に営んでいる業種等によって、個々の経営内容にはかなりの差があるが、一般的には、これらの比較的規模の大きい経営体においては、雇用労働を主体とした連年的な生産活動を営んでいるものが多く、前述した1～5ha農林家や5～50ha林家に比べ林業のウェイトが一段と高いことが認められる。

以下、林野庁「林業経営動向調査」によって、保有山林50～500haの林家の経営活動を概観し、あわせて同規模階層の会社との経営水準を簡単に比較してみることにする。

はじめに、保有山林50～500haの林家について、林業現金収支の状況をみると、42年における1戸当たりの林業現金収入は236万円、現金支出は108万円であって、収支差額としての林業現金所得は128万円であった（表V-18）。これを保有規模別にみると、50～100ha階層では68万円、中間の100～200ha層では180万円、200ha以上の階層では318万円と規模の大きい階層ほど高くなっている。また、地域別には、自然的、経済的条件に恵まれ、人工林率が相対的に高い南関東・東海・南近畿地域の219万円がもっとも高く、北関東・東山地域がこれに続いている。

さて、50～500ha階層の林家における林業現金収入の内容をみると、立木販売収入が57%、素材販売収入が38%と木材の販売収入が林業現金収入全体の大部分を占めているが、規模の大きい階層ほど素材の比重が高まり、200ha以上層では立木が52%、素材が46%と接近している。また、林業現金支出では、雇用労賃が42%、素材生産、製薪炭あるいはしいたけ栽培用の原木代金が32%、物財費が14%となっており、保有規模が50ha未満の林家ではきわめてわずかであった請け負わせ費が12%を占めているのがめだっている。このうち、雇用労賃、請け負わせ費は規模の大きい林家ほどその割合が高くなり、200ha以上層では雇用労賃が47%、請け負わせ費が16%を占めている。請け負わせ費の大半が労賃部分であることから、林業現金支出における労賃のウェイトは、50～500ha層林家の平均で約5割、200ha以上の階層では6割ちかくに達していることが注目される。

つぎに、自営林業への労働投入状況をみると、1戸当たりの労働投入量は前年の9%減に当たる495人目となっており、このうちの76%に当たる375人目を雇用労働力に依存している（表V-19）。これを部門別に前年と比べてみると、労働投入量の大半を占める育林部門は、前年をわずかに下回った程度にとどまったが、素材生産、製薪炭の両部門はいずれも3割以上の急減を示してお雇用労賃が42%、素材生産、製薪炭あるいはしいたけ栽培用の原木代金が32%、物財費が14%となっており、保有規模が50ha未満の林家ではきわめてわずかであった請け負わせ費が12%を占めているのがめだっている。このうち、雇用労賃、請け負わせ費は規模の大きい林家ほどその割合が高くなり、200ha以上層では雇用労賃が47%、請け負わせ費が16%を占めている。請け負わせ費の大半が労賃部分であることから、林業現金支出における労賃のウェイトは、50～500ha層林家の平均で約5割、200ha以上の階層では6割ちかくに達していることが注目される。

つぎに、自営林業への労働投入状況をみると、1戸当たりの労働投入量は前年の9%減に当たる495人目となっており、このうちの76%に当たる375人目を雇用労働力に依存している（表V-19）。これを部門別に前年と比べてみると、労働投入量の大半を占める育林部門は、前年をわずかに下回った程度にとどまったが、素材生産、製薪炭の両部門はいずれも3割以上の急減を示しており、また、自家労働力と雇用労働力では、後者の投入量の減少割合が大きいことが認められる。42年の労働投入量を、林家の主業や保有山林の人工林率によって区分された経営類型別にみると、育林事業を主業とするもので人工林率が高い林家や、木材関係の自営業を主業とする林家では、労働投入日数が多く雇用労働力に依存する割合も高い。これらに対して、農業を主業とする林家や、農林業に関係のない主業をもつ林家で人工林率の低い林家では、労働投入量が少なく、林業経営が総じて低調であることがうかがわれる。なお、経営類型別の労働投入量を前年と比較すると、労働量の減少がみられる類型が多く、とくに、育林事業以外の林業を主業とする林家における減少がめだっている。

さらに、林業生産活動の端的な指標である植伐状況についてみよう。42年分1戸当たり人工造林面積は1.6haであり、前年よりも16%の減少となった。このうち、拡大造林面積がほぼ前年の水準をたもっているのに対し、再造林面積はひきつづき減少している。一方、保有山林からの伐採量は用材、薪炭材をあわせて187m³であり、前年に比べ18%の減少を示している（図V-4）。植伐状況を保有規模別にみると、人工造林面積、伐採量とも規模の大きい階層ほど多くなり、とくに、拡大造林面積、用材伐採量にその傾向が強いが、保有山林の単位面積当たりでみると、階層ごとには顕著な差異は認められない。

なお、保有山林面積が50～500haである会社について、その経営活動の概況をみると、平均保有面積は約250haであり、林家に比べるとこの階層のなかでは比較的規模の大きい経営体が多い。また、雇用労働者による労働投入量は1社平均で1万人目をこえ、とくに、自社山林以外の買山による素材生産事業への投入量がきわめて多いことが特徴的である。これらの会社と前述した林家の経営水準を山林10ha当たりの植伐量でみると、人工造林面積、自己山林からの用材伐採量はいずれも会社が上回っており、とくに造林事業が高い水準にあることが認められる（表V-20）。

(2) 森林組合

ア 森林組合の事業

わが国の私有林経営は、零細ないし小規模のものがきわめて多く、また、近年における林業労働力の減少傾向等林業をとりまく環境の変化に伴い、森林組合による施業または経営の受託というかたちの協業が進展しつつあり、このため、地域林業における協業のにない手としての森林組合の果たす役割はますます大きくなっている。以下、森林組合および森林組合連合会の各種事業の概要についてみることにする。

まず、施設森林組合では、組合数は合併の推進によって近年減少しつつあり、43年3月末現在では2,756組合と、40年よりも522組合の減少となった。このため、1組合当たりの森林面積は、40年3月末の3,636haから43年には4,387haと約2割の増大を示すとともに、市町村をこえる地域を範囲とした組合の合併の動きがみられるなど、単位組合の大型化、広域化の傾向が認められる(表V-21)。これは、組合経営にとっての適正規模の確保、雇用の安定を図るための労働力流動範囲の拡大の必要性等に起因するものと思われる。

これら施設森林組合の行なっている事業には、指導、販売、林産、養苗、購買、森林造成および林業資金貸付け等の事業がある。これらの事業は、組合員から委託された販売、林産および森林造成等の事業を中心に年々拡大しており、たとえば、42年度の実績をみると、販売事業は金額で40年度の32.5%増に当たる133億円、林産事業は同じく43.1%増の157億円、新植および保育面積は40年度よりもそれぞれ33.3%、34.7%増加して5万2,700ha、18万4,600haに達している。購買事業では肥料の取扱い量の急増がめだっている(表V-22)。

これらの事業のうち、とくに造林事業の進展は、森林組合労務班の活動に負うところが大きい。労務班を組織している組合数は年々増加し、43年3月末現在では1,247組合となり、全組合のほぼ半数に達している。また、労務班数、労務班員数も急増しており、43年には前年に比べいづれも2割ちかくの伸びを示し、労務班数5,656、班員数は約6万3,000人となっている(表V-23)。労務班員のなかでは、主として造林に従事する者の増加が顕著であり、43年には労務班員総数の7割を占める約4万4,000人となり、40年に比べて約1.8倍に増加している。なお、林業労働力の確保と林業労働者の福祉の向上に資するため、森林組合労務班員共済事業が44年12月現在で35道府県において実施されている。この事業は、森林組合と当該森林組合の労務班に所属する班員がそれぞれ一定の掛金を積み立て、これに道府県森林組合連合会の負担ならびに道府県および市町村の補助を加えて、事業終了時または離職時に手当が支給される仕組みとなっている。

なお、労務班の組織化と並行して、生産性の向上に資するための林業の機械化も進展しており、とくに、チェーンソー、刈払機の普及がめだち、43年3月末現在の施設森林組合所有台数は、いづれも40年の2倍以上となっている。また、低質広葉樹の有効利用促進のためのチップ生産施設の設置も年々増加している(図V-5)。

以上のように、施設森林組合全体としては、事業は順調に推移しているが、個々の組合についてみると、なお、問題が存在する。すなわち、施設森林組合を活動状況別にみると、活発組合(木材生産量500m³以上、新植面積5ha以上の組合)、活動組合(林産または販売事業を含む2種以上の経済事業を行なう組合)、やや活動組合(1以上の経済事業を行なう組合)、非活動組合(経済事業を行っていない組合)の割合は、それぞれ15%、38%、40%、7%であり、活発および活動組合は約半数にとどまっている。この活動状況とその組合の組合員所有森林面積規模別にみると、活発組合の多くは、組合員所有森林面積が5,000ha以上と大きいのに対し、非活動組合の大部分およびやや活動組合の多くは、森林面積が3,000ha未満と規模が小さい(表V-24)。したが

って、非活動組合およびやや活動組合については、その経営基盤たる組合員所有森林面積規模を大きくするよう、組合の合併等を図る必要がある。

つぎに、生産森林組合についてみると、組合数は漸増傾向にあり、43年3月末現在では、40年よりも90組合増に当たる618組合となっている。このうち部落有林の共同経営に係るものの増加がめだっているが、今後も入会林野等の整備進展に伴って、その組合数はかなり増加するものと予想される。

また、43年における生産森林組合の組合員数は約9万1,000人、経営する森林面積は現物出資によるもの、それ以外のものをあわせて約7万2,000haとなっており、その経営している森林の内容をみると、組合が所有して施業している森林が面積で71.7%と圧倒的に大きい、そのほかに分収林契約または部分林契約により施業している森林等がある（表V-25）。事業状況を見ると、その販売事業はすう勢としては増加傾向にあるものの、事業全般としてはまだ低い水準にある（表V-26）。

さらに、森林組合連合会についてみると、都道府県森林組合連合会の事業では、林業経営の改善や林業技術の普及などの指導事業をはじめ、素材、製材品および木材チップ等の販売事業、林業機械、山行苗木、肥料等の購買事業がおもなものであり、その取扱い高は増大傾向を示し、とくに、木材チップ、林業機械、肥料の取扱い量の伸びがめだっている。

また、全国森林組合連合会では、指導事業、広域的な木材の販売事業、林業用資材の購買事業を中心に事業が行なわれ、それらの取扱い高も年々進展している（表V-27）。

林業経営を近代化し、林業の生産性向上と林業所得の増大を図るため、森林組合等を中心にした協業を軸として各種事業を一定の地域単位（市町村）に有機的、総合的に行なうことを内容とした林業構造改善事業促進対策が39年度から実施されている。

そこで、林業構造改善事業の進展とその成果について、39年度に同事業の計画地域に指定され、42年度に事業の完了をみた91の市町村（以下「39年度指定市町村」という。）を対象として、主たる実行主体である森林組合の造林および素材生産事業について概観しよう。

まず、造林事業についてみると、39年度指定市町村における人工造林面積は、43年度には39年度に比べ9.5%の増大を示している。このうち、森林組合の取扱い量は約2.3倍と著しく増加し、その取扱い割合も、この5年間に13.7%から28.5%へと急上昇している（表V-28）。また、保育面積についてみると、43年度には39年度に比べ11.4%の増大を示しており、このうち森林組合の取扱い割合は39年度の10.5%から43年度の21.2%に倍増している。

一方、素材生産事業についてみると、39年度指定市町村の39年度実績と43年度実績を対比す

ると 13.9%の増加，うち森林組合の取扱い量は 64.1%の急増，また，森林組合の占める割合も 39 年度の 12.7%から 43 年度の 18.3・6 に上昇している。

以上のように，39 年度指定市町村における林業生産活動は，全国的な傾向とは逆に活発化しており，しかも，森林組合の取扱い量の急増および森林組合の占める割合の著しい上昇がめだっている。これらは，林業構造改善事業を導入したことにすべてが起因するものとはいえないであろうが，この事業がその契機となったことは明らかであり，また森林組合労務班の充実や組合員出資金の増大が大きな要因となっていることもうかがわれる。

林業構造改善事業は，以上にみられるように成果をあげつつあるが，林地の集団化，小規模林業経営の規模の拡大等の林業構造の改善については，いまだ満足すべき状態にあるとはいえず，森林組合の自主的活動の強化とあいまって林業構造改善事業の一層の推進が要請されている。

3 入会林野

入会林野および旧慣使用林野（以下「入会林野等」という。）の面積は，全国で 200 万 ha をこえるものと推定されるが，これらの林野には入会権または旧慣使用権が存在し，これらの権利に基づく利用が旧来の慣習に制約され，時代の新たな要請に応じて利用の高度化を図ろうとしても，その転換が容易に実現しえない状況にあった。このため，昭和 41 年 7 月，これらの権利関係の近代化を助長し，農林業経営の発展に資することを目的とした「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が制定された。

この法律に基づいて行なわれた入会林野等整備の実績（整備計画を作成して知事の認可をうけたもの）をみると，44 年 3 月末現在で認可件数 242，面積約 2 万 7,000ha であり，1 件当たりの平均面積は 112ha となっている。権利取得者の数は，総数約 1 万 9,000 人，1 件当たり 79 人，1 権利取得者当たりの取得面積は 1.4ha である（表 V-29）。なお，従来の入会権者等のほとんど全員が新しい権利の取得者となり，新しく取得された権利の種類は，大部分が所有権となっている。

入会林野等整備促進事業のねらいは，粗放利用のまま放置されている入会林野等の利用の高度化を図るところにある。そこで，整備前後の土地利用状況をみると，整備前には林地が対象林野面積の 91%を占めており，採草放牧地は 9%であったが，整備後には林地がさらに増加し，田，畑等も増加したのに対し，採草放牧地は減少している（表 V-30）。これらのことから，近代化を契機として，従来，採草放牧地として低位利用のまま放置されていた入会林野等が造林地，田畑，樹園地に転換されつつあることがうかがわれる。

近代化によって新しい権利を取得した者は，農林業上の利用の増進を図るべく新たな経営を行なうことになるわけであるが，整備後の経営形態をみると，整備対象面積の 64%が法人による協業経営，33%が個別経営であって，残りの 3%が数人共有による経営となっている（表 V-31）。

法人による協業経営体に移行したものでは、生産森林組合が大部分を占め、1組合当たりの平均面積は150haとなっている。

個別経営においては、新たに取得された面積が権利取得者1人当たり1.4haとなっているが、入会権者等の大多数は林野保有規模の零細な農林家であるので、これらの農林家にとってはかなりの規模拡大が行なわれたことになろう。

4 公有林野

公有林の面積は270万ha、蓄積は1億7,500万 m^3 で、わが国森林のそれぞれ10.7%、9.2%に当たっている。このうち、人工林は面積で35.7%、蓄積で21.4%を占めている（表V-32）。

保有形態別には都道府県有林が111万ha、市町村・財産区有林が159万haとなっている。都道府県有林においては、その保有山林規模も一般に大きいが、市町村・財産区有林について、農林省「昭和43年度林業動態調査」によってその保有山林規模をみると、保有規模が1ha以上の事業体のうち50ha未満のものが38%を占めている（表V-33）。

なお、43年における市町村・財産区有林の購入、売却状況を同じ調査によってみると、購入面積の2,000haに対し、売却面積は3万1,000haとなっている。これは、開発のため山林の他用途への転用が進められていること、地方財政需要の増大に対応した財源の確保が必要なこと等によるものと考えられる。

公有林の経営動向についてみると、まず、素材生産量（立木販売を含む。）は、41年以降減少傾向にあったが、43年には前年に比べ7.0%増の299万 m^3 となり、わが国素材生産量の6.2%を占めている。所有山林形態別には、都道府県有林が166万 m^3 、市町村・財産区有林が133万 m^3 で、前年に比べそれぞれ5.3%、9.1%の増加となっているが、40年の生産量と比べると、いずれにおいてもかなり下回っている（図V-6）。また、樹種別には、針葉樹材は減少傾向にあり、43年も前年に比べ2.0%減となっているが、減少傾向にあった広葉樹材は43年には前年に比べ21.5%増加した。これは、針葉樹材については資源的制約、広葉樹材については林地売却の増加などが影響しているものと考えられる。

つぎに、都道府県および市町村・財産区による人工造林の動向についてみると、39年度以降造林面積は減少傾向にあったが、43年度には、明治百年記念造林等の推進により、前年度とほぼ同じ水準の4万1,200haとなっている（表V-34）。なお、市町村について、38～42年の造林面積規模別市町村数の構成割合をみると、造林面積規模が30ha未満である市町村が大半を占め、30ha以上造林している市町村は2割程度となっている（表V-35）。

さらに、43年に市町村・財産区が雇用した労働者についてみると、そのほとんどが育林過程に

投入されており、雇用日数別には 30 日未満が大半を占めている（表 V-36）。

5 国有林野

ア 概況

国有林野（国有林野法第 2 条に規定する国有林野）の面積は 758 万 ha で、わが国森林面積の 30.0% を占め、蓄積は 8 億 6,000 万 m³ で総蓄積の 45.3% を占めている。これを地域別にみると、面積、蓄積とも北海道が 40% 以上を占め、ついで東北・北陸地域が約 30% とこの両地域で国有林野全体の 70% 以上を占めているのに対し、南関東・東海・南近畿および北近畿・中国の両地域に 2~3% にすぎないというかたよった分布状況にある（表 V-37）。また、人工林の比率は、国有林野全体では面積で 20.2%、蓄積で 13.0% と低く、天然林の比重が大きいことを示しており、国有林野の少ない南関東以南の各地域では、面積、蓄積とも 50% 前後に達しているのに対し、北海道の人工林は面積比率で 10.8%、蓄積比率で 0.8%、東北・北陸地域もそれぞれ 10% 台にすぎないこと、さらに、道路までの距離が 3,000m 以上である奥地の国有林野の割合が、面積、蓄積とも 4 割にちかいことなど国有林野は自然白的、経済的立地条件の悪い地域、地帯により多く分布しており、森林資源の内容も、総体的にみると充実しているとはいえない状態にある。

また、木材の持続的供給という側面からみれば、法令などに基づく制限なしに経営できる国有林野（第 2 種林地）は、面積で全体の 45.5% に当たる 345 万 ha、蓄積で 50.8% の 4 億 4,000 万 m³ となっている。他方、国土の保全、水源のかん養などのための保安林、国民の保健休養のための自然公園、地方産業の振興および地元住民の福祉の向上のための部分林、共用林野など木材生産上制限をうける林地が多い。このように、主として公益的側面から国有林野に要請されるものについて、43 年 4 月 1 日現在の利用状況をみると、保安林（保安林見込み地を含む。）が 330 万 ha ともっとも多く、ついで自然公園、共用林野がいずれも 180 万 ha をこえている（表 V-38）。これらの利用面積総数は逐年増加し、とくに、保安林は、水需要の増大に対処するための水源かん養林を中心に著しく増加しており、国有林野総面積に対する割合も 40 年の 30.4% から 43 年には 43.5% に上昇している。

さらに、最近では、農林業の構造改善や地方産業経済の振興を図るうえに必要と認められる国有林野については、国有林野事業の使命達成との調整を図りつつ、その活用が進められているが、43 年度における農業構造改善のための活用面積は 2,155ha、林業構造改善のための活用面積は 3,641ha となっている（表 V-39）。

以上のように、国有林野事業は、その森林を維持培養し、国民経済にとって重要な木材などの林産物の生産、供給という経済的事業と、国土保全、水源のかん養等森林自体のもつ各種の公益的機能とを調和させつつ企業的に運営するとともに、地方産業経済や広く民有林の振興に寄与している。近年における経済の高度成長あるいは国民生活の高度化などに伴う水需要や戸外レクリ

エーション需要の増大、都市化の進行に密接な関係をもつ災害の多発、大型化などは、今後における国有林野の森林利用については国有林野事業の役割をさらに多様化し、国有林野の有する公益的機能の発揮がより強く要請されることが考えられる。とくに、国有林野が、わが国のせき梁山脈の周辺に多く所在していることもあって、今後に予想される要請の変化に対応するためには、木材生産という経済的機能を発揮するとともに、国土保全および水資源の確保、国民の保健休養の場としての自然休養林等の設定および自然の保護、さらに、林地の高度利用という面からの草資源の利用など森林のもつ多目的な機能の最高度発揮の観点から、国有林野の保全と開発を図る必要がある。

イ 経営の動向

国有林野事業は、国有林野における国土の保全、水源のかん養、保健休養、自然の保護、さらには木材生産等の諸機能の向上に対する国民の要請に応えながら、企業性の確保に必要な考慮を払いつつ、経営計画に従って事業が進められている。43年度における経営の成果をみると、収支面における余剰は前年度の11.9%減に当たる214億円であり、損益面では197億円の利益を計上したものの前年度よりも24.2%の大幅な減少となった（図V-7）。このうち、収支差額で前年度を下回ったのは、収入の大宗を占める木材販売収入が、立木伐採量の減少に加え販売単価の上昇率が素材で1.1%、立木で4.2%にとどまったため伸びなやんだこと、他方、支出面において人件費の上昇が大きかったことが大きく影響している。

森林資源の内容からみて、当分の間木材伐採量の増大をあまり期待できず、また、木材価格の頭打ち傾向は収入の伸びをいっそう鈍化させるものとみられる反面、人件費の増大、林道、治山事業などの拡充に伴う事業費の増加および保健休養、国土保全等の公益的機能への要請の高まりに対処するための多額の資金投入も予想され、今後における国有林野事業の財政はきわめてきびしい状況にあるといえよう。これらに対処するためには、経営の合理化をいっそう促進するなど積極的な対策を講ずる必要がある。

以下、43年度における国有林野事業のおもな事業についてみよう。

立木伐採量は、41年度以降減少傾向にあり、43年度には前年度より3.0%減の1,978万 m^3 となった（図V-8）。また、国有林材のうち素材の生産量は、42年度にやや落ち込みをみせたのを除いてはすう勢としては増大傾向にあり、43年度は前年度の1.2%増に当たる592万 m^3 となっている。

つぎに、育林事業についてみると、人工造林面積は伐採面積の減少等を要因として41年度をピークに減少傾向にあり、43年度は前年度より4.5%減の8万5,200haとなっている。しかしながら、保育面積は人工林面積の増大に伴っていぜんとして増大傾向を続け、43年度は約71万haと前年度よりさらに7.9%の増加となった（表V-40）。

さらに、奥地天然林の開発、国有林野所在地域の経済の振興にも資するよう林道事業が積極的に推進されているが、その事業量は自動車道を主体に逐年増加し、43年度末現在の総延長は2万6,980kmで前年度より3.1%の増加、うち自動車道は前年度に比べ5.3%、40年度に比較すると16.4%の伸びを示している（図V-9）。

また、治山事業は、43年度を初年度とする治山事業5箇年計画が樹立され、復旧治山、予防治山を中心に事業が拡充されることになり、43年度には前年度に比較して20%ちかくの増に当たる約91億円（人件・事務費を含む。）の予算で事業が行なわれた。

国有林野事業に従事した職員および作業員についてみると、43年度には職員数約3万9,000人、作業員は延べ1,157万人となっている。40年度以降における作業員の雇用量は年々減少傾向を続けているが、43年度には前年度より0.4%の微減にとどまり、雇用区分別にみると、常用、定期作業員によるものがわずかながらも前年度を上回ったことが認められる（表V-41）。しかし、作業員の年齢構成の推移を40年度以降についてみると、19歳以下の階層が40年度の4.9%から43年度の2.6%に、20～29歳層が23.2%から14.3%へとそれぞれ低下し、30～39歳層ではほぼ横ばいに推移しているが、40歳以上の各層では年々その比重を高めており、作業員の老齢化傾向が明らかである（図V-10）。近年における農山村からの労働力の流出は、国有林野事業においても労働力とくに若年労働力の確保を困難にしつつあり、このような情勢に対処するため、雇用の安定化とともに、待遇の改善、災害の防止など雇用対策上必要な措置が講じられている。

なお、作業員の1日当たり平均賃金は連年10%以上の上昇を続けているが、43年度も前年度に比べ14.9%上昇の1,908円となり、40年度に比較すると5割ちかくの伸びとなっている。おもな事業別の賃金では、主として伐木造材に従事する生産事業が2,639円ともっとも高く、女子労働者の多い種苗事業は1,274円と低い水準にあるが、その伸び率は前年度に比べ18.3%、40年度に比較すると約1.7倍に上昇している（表V-42）。

43年度の国有林野事業としては、前述したような事業のほかに、森林のもつ多様な効用を發揮するための方策の一環として、肉用牛生産育成実験事業、自然休養林事業等が行なわれている。このうち、肉用牛生産育成実験事業は、国有林野内において、森林施業との調整を図りつつ、肉用牛の放牧による育林技術体系の確立とあわせて肉用牛の多頭放牧飼養技術の開発に関する実験を行なうことを目的として42年度から開始されたものであるが、43年度には、全国で4ヵ所の実験牧場に必要施設を設けるとともに、肉用牛購入および管理運営等の事業を行なった。また、43年度から開始された自然休養林事業は、戸外レクリエーション需要の増大に対応し、森林の管理および経営の一環として国有林野内の自然保護および秩序ある開発利用を図りつつ、保健休養の場を国民に提供するため保健休養に適する森林をとくに自然休養林として指定し、国有林野の管理の適正を期するとともに、国民の福祉向上に寄与しようとするものである。44年度には、札幌営林局管内の野幌国有林をはじめ全国に10ヵ所の自然休養林の施設整備に着手した。これらは

いずれも 500ha 以上の規模を有し、森林を主体とした風景のすぐれた地域となっている。

なお、国有林野事業においては、これらのほか林政協力事業として民有保安林買入事業、民有林直轄治山事業、林木育種事業等を実施し、また、民間林業の技術の向上に資するための研修訓練の場を提供しているが、さらに、その利益の一部を森林開発公団、林業信用基金への出資の財源にあて、水源林造成、林業金融の円滑化などに寄与している。

VI 林業労働の動向

1 林業労働の概況

わが国経済の発展に伴い、山村、農山村地帯から都市への若年層を中心とする人口流出が続いており、林業労働力は、量的に減少するとともに、質的にも老齢化、女子化が進行しつつある。このことは、現在の林業生産に影響を与えているばかりでなく、将来の労働力確保にも問題をなげかけている。

林業労働には、他産業の労働に比べ、作業の季節性、事業単位の小規模性等のため、臨時、日雇的性格が強いこと、また、屋外作業であり、作業現場は急斜地が多く、労働強度が強いことなどにより、労働環境に恵まれず、労働災害の発生率も高水準にあること等の特殊性がある。

近年における林業就業者数の推移を総理府「労働力調査」によってみると、林業就業者はいぜんとして減少傾向にある（表 VI-1）。

林業は主として山村、農山村を生産の場とし、林業労働力の大半は、農業兼業者に依存しており、また、世帯上の地位別には、世帯主が過半を占めている（表 VI-2）。

そこで農家における人口異動等の状況を農林省「農家就業動向調査」によってみると、経済地帯別の農家の人口減少率、就職者流出率、就職者離村率については、山村がもっとも高く、ついで農山村、平地農村の順となっている。

また、経済地帯別の出かせぎ率をみても同様の傾向を示している（表 VI-3）。なお、出かせぎ者の総数は減少傾向にあるが、就労先の産業を林業とする者の減少率がもっとも大きく、43年には39年の16%に激減した（表 VI-4）。

このような農山村、山村における農家人口や出かせぎの動向は、林業就業者の動向にも大きな影響を与えているといえよう。

近年における農家世帯員その他産業への就職と他産業からの離職の状況をみると、前者が80万人

～90万人、後者が20万人強で、差引き60万人前後の流出超過となっている。流出超過について、さらに年齢階層別にみると、ほとんどが19歳以下の若年層であり、将来の林業労働力確保のきびしさを予想させる（表VI-5）。

つぎに、林業労働者の就業の状況についてみることにする。

農林省「昭和43年度林業動態調査」によると、保有山林1ha以上の経営体（林家、会社、団体、社寺、慣行共有および都道府県を除く地方公共団体）が、年間1日以上自営林業に雇用した労働者数は、全体で150万人ちかひものと推定されるが、このうち、林家が雇用したものが約97万人と大半を占めている（表VI-6）。これらの労働者を年間の雇用日数別にみると、会社以外の経営体においては、29日以下のものが慣行共有の99%を最高に、社寺の98%、林家の93%等と圧倒的に高い比率を示しており、また、会社とともに比較的規模の大きい経営体の多い地方公共団体でも90%を占めている。他方、雇用期間の長い労働者は著しく少なく、たとえば、210日以上の方は、これらの経営体においてはいずれも1%にも達しない。これらに対して、会社では、雇用日数が29日以下の労働者が半数以下であるとともに、210日以上のもものが17%、150～209日のもものが12%を占めるなど、他の経営体とは異なり雇用期間の長い労働者がかなり多いことがめだっている。また、林家のなかでも、保有規模の大きい階層では、規模の小さい林家よりも雇用期間の長い労働者の割合が相対的に高くなっている。さらに、労働力種類別にみると、雇用日数の短い労働者が多いことに対応して、臨時雇が会社で約7割、会社以外の経営体ではいずれも9割以上を占めている。なお、常用労働者の割合は、会社で16%を占め、また、規模が50ha以上の林家においては8%と、他の経営体に比べ一段と高いことがめだっている。

また、林野庁「森林組合統計」によって、森林組合労務班員についてみると、43年の労務班員数は約6万3,000人であるが、就労日数別には60日未満の者が46%とほぼ半数を占め、60日から150日未満の者が31%、150日以上は23%となっている（表VI-7）。この就労日数別構成比は、39年以降総数では大きな変化はみられないが、主要事業についてみると、伐出事業では雇用期間の長期化傾向を示しているが、造林事業では作業の季節性などもあって、伐出事業ほどその傾向は明らかではない。

森林組合労務班員について、年齢別および性別構成の変化をみると、年齢別構成では39歳以下の労働者の占める割合が低下し、40歳以上の労働者の占める割合が年々高まっており、性別構成でも女子の割合が上昇している（表VI-8）。

以上のような林業労働力の減少に対処するとともに、生産性を向上させるため、林業の機械化が進められているが、これに伴い、林業就業者の職種別構成も大きく変化しており、伐出業についてみれば、39年から43年にかけて、機械関係職種は35.6%から56.4%と過半を占めるに至った（図VI-1）。

2 労働条件

(1) 労働賃金

林業労働賃金は上昇傾向にあるが、まず、伐出業の賃金について、労働省「林業労働者職種別賃金調査」（民有林のみ）によってみると、43年の職種平均賃金は1,865円であり、前年に比べ17.6%の上昇（対40年比152.9%）となっている（表VI-9）。

職種別にみると、自己所有畜力集運材夫、自己所有チェーンソー伐木夫が著しく高いが、これは、チェーンソーや牛馬などに要する費用に相当する金額が賃金のなかに含まれているためである。また、職種別に賃金上昇率をみると、前年に比べもっとも上昇率の高いのは人力集運材夫の25.5%で、ついで自己所有畜力集運材夫19.7%、伐木造材夫17.1%、会社所有チェーンソー伐木夫14.7%、機械集運材夫14.3%の順となっており、自己所有チェーンソー伐木夫は8.6%と上昇率が比較的低い。人力集運材夫、自己所有畜力集運材夫の賃金上昇率が顕著であるが、その理由としては、これらの職種では比較的賃金の高い山泊形態の労働者や出来高制の労働者の割合がともに前年よりも増大していることなどが考えられる。

また・伐出業賃金を地域別に比較すると、北海道が2,493円でもっとも高く、ついで南近畿東山の順となっているが、これを前年と比較すると、東海が20.0%の上昇で上昇率ももっとも高く、北関東は6.8%で上昇率ももっとも低い（表VI-10）。

43年における伐木作業の賃金階層別労働者数の構成比をみると、通勤形態でもっとも労働者数の多い賃金階層は前年の1,200円～1,500円階層から1,500円～2,000円階層に上昇しているが、山泊形態では、前年同様、伐木造材夫は1,500円～2,000円階層が、チェーンソー伐木夫では3,000円以上階層がもっとも多い。なお、いずれにおいても、前年に比べ1,500円未満階層の減少がめだっている（表VI-11）。

つぎに、育林事業の賃金について、国有林と密接な関係を有する地域を対象として調査した林野庁「民間林業労務者の賃金実態調査」によってみると、造林夫の賃金は1,647円で前年度に比べ12.8%上昇している。これを男女別にみると、男子造林夫の賃金は1,757円、女子造林夫の賃金は1,093円で、それぞれ前年度に比べ12.5%、17.3%の上昇となっている（図VI-2）。

以上、林業労働賃金の動向をみてきたが、ここで、林業賃金と他産業賃金とを比較してみよう。

まず、日額について、伐出業賃金と伐出業と比較的類似している建設屋外作業の賃金とを比べると、賃金水準はいずれにおいても職種によってかなりの差があるが、職種平均でみると、41年以降、伐出業賃金の方が高くなっている（表VI-12）。

つぎに、月額について、製造業、建設業の常用労働者とのおよその比較を試みると、通勤形態の伐出業においては、20歳未満階層では製造業、建設業とほぼ同じ水準ないしは伐出業の方が上回っているが、20歳以上階層では製造業、建設業の方がはるかに上回っている（表 VI-13）。また、山泊形態の伐出業においては、30歳未満階層ではむしろ製造業、建設業を上回っているが、30～49歳階層では、製造業、建設業が伐出業を上回り、50歳以上階層では、製造業、建設業とほぼ同じ水準とみられる。なお、伐出業の月額については、43年7～9月の出勤率によって推計している（表 VI-14）。

(2) 労働災害

43年の林業労働災害の発生状況を労働省「労働者死傷年報」によってみると、休業8日以上之死傷者数は1万8,149人で前年に比べ13.4%減少している。死傷者の内訳を災害程度別にみると、死亡者数が277人、休業8日以上之重傷者数が1万7,872人となっている（図 VI-3）。このうち、国有林野事業について、労働災害の発生状況を林野庁の調査によってみると、43年度の重傷以上の死傷者数は2,169人で、災害程度別には死亡者数が26人、重傷者数が2,143人となっている。

近年、林業労働における死傷者数は減少傾向にあるが、労働災害の度数率（100万延べ労働時間当たりの労働災害による死傷者数）についてみると、ここ数年低下しつつあったものが、43年には前年に比べ7.1%上昇している（表 VI-15）。なお、他産業の度数率と比較すると、林業のそれは高水準にあり、林業労働災害の発生率は高い。

また、労働災害の強度率および被災労働者1人当たり平均損失日数についてみると、林業の場合、43年には前年に比べ強度率は3.6%の増加、平均損失日数は3.1%の減少となっている。他産業と比較すると、林業の水準はいずれにおいても高く、労働災害の程度は強い（表 VI-16）。

つぎに、林業労働災害による休業8日以上之死傷者について、原因別発生状況をみると、43年には前年に比べ、特殊危険災害によるものを除き、いずれも減少している（表 VI-17）。また、構成割合についてみると、機械化の進展に伴い、動力運転災害の割合が増加しつつあり、43年には13.3%となっているが、作業行動災害の割合は減少傾向にあるものの、なお、84.2%と大半を占めている。

さらに、近年、チェンソー、払機の使用の一部に「レイノー現象」などの局所振動障害が発生している（表 VI-18）。これはチェンソーなど振動機械の使用による局所振動に寒冷が関与して指先の血管に発作的な収縮が起こることによるものとみられている。「レイノー現象」が発生すると指先が蒼白になるが、神経症状として痛みやしびれを覚えることもある。このため、振動から隔離するための装置、機械の防振、小型軽量化、操作時間の規制、防寒保護等の予防対策を積極的に進めるとともに、健康診断の励行や治療の研究が進められている。

(3) 社会保険

社会保険には、労働者災害補償保険をはじめとして各種の制度があるが、現行の各種制度が被用者（主として常用労働者）を対象として職域保険を中心に運用されていること、さらに、これら職域保険が労働者災害補償保険を除き強制適用（当然適用）の対象業種から林業（農林水産業）を除外していること、林業においては通年的な就労形態が少なく、かつ、事業主についても保険料の負担能力を欠く零細規模の者が多いこと等により、一般民間林業に雇用される者については各制度の適用がおくれている。

以下、これらの諸制度が林業に適用されている現状についてみることにする。

労働者災害補償保険は、労働者の業務上の災害、疾病に対する補償制度であり、林業労働者における適用状況を労働省「労働者災害補償保険事業月報」によってみると、44年3月末現在で適用事業場数は約4万1,700、適用労働者数は約27万1,800人となっている。これを前年同期と対比してみると、適用事業場数は2.1%減少し、適用労働者数は7.3%減少している。適用労働者数の減少は、木材伐出業を中心とする林業に雇用される労働者の減少によるものと考えられる。

また、林業における災害補償費の支出状況を労働省「労働者災害補償保険事業年報」によってみると、43年度には補償総額が28億4,400万円で前年度に比べ3.8%の増加となっている（表VI-19）。なお、国有林野事業においては、「国家公務員災害補償法」によって補償を行なっているが、43年度の補償額は3億3,900万円で前年度に比べ11.5%の増加となっている（表VI-20）。

失業保険の適用状況を労働省「失業保険月報」によってみると、43年7月末現在の適用事業所数は1,918、被保険者数は約5万4,300人で、前年同期に比べ適用事業所数では453増加しているが、被保険者数では7,400人減少している。

健康保険、厚生年金保険には、国有林において、43年度に、それぞれ2万1,900人、1万7,500人の労働者が加入しているが、民有林における適用はきわめて少ない。

日雇労働者健康保険には、国有林において、43年度に延べ2万2,900人が加入しているが、民有林においては、加入者はきわめて少ない。

農林漁業団体職員共済組合に加入している者は、林業関係では森林組合の役員、職員が大部分で、44年3月末現在の加入組合数は1,665、加入者数は約9,600人である。

中小企業退職金共済制度は、主として常用労働者を対象とするものであるため、常用労働者の少ない林業にあっては、この制度への加入者はきわめて少ない。

なお、以上の諸制度のほか、国民健康保険制度および国民年金制度があり、被用者保険制度が適用されていない労働者に対して適用されている。

3 林業労働者の組織化

林業労働者の労働組合の組織状況を労働省「労働組合基本調査」によってみると、43年6月末現在で、組合数は約730、組合員数は約8万1,400人となっているが、その大部分は官公庁の組合員で、民間林業労働者については、常用労働者が少ないこともあって、組合組織率はきわめて低い現状にある。

むすび

昭和30年代以降の経済のめざましい成長により、国民の所得水準も著しく向上し、国民生活の高度化、多様化が進んでいる。

このようななかで、林業および森林についてみると、林産物供給の増大を図ることはもちろん必要であるが、災害の防止、水需要や戸外レクリエーション需要の増大等の国民の要請に対応して、森林の公益的機能の充実を図ることがますます必要となっている。

以下、最近における林業の動向を総括し、あわせて問題点を指摘すると次のとおりである。

(1) 国民経済の持続的な成長を背景として、木材需要量は需要構造の変化を伴いながら増大傾向にあるが、一方、代替品の進出もめだっている。

これに対し、用材供給量についてみると、近年、横ばいに推移してきた国産材供給量が、43年には前年に比べ7.2%減少した。一方、外材供給量はいぜん増大傾向にあり、用材総供給量に占めるその割合も前年の38.6%から43年には46.7%に増大した。このような外材供給量の増大に伴い、外材は木材需給上独自の地位を占めるとともに、木材価格の形成、国産材の生産に大きな影響を与えるようになった。

43年における木材価格の動向をみると、「木材・同製品」卸売物価指数は前年に比べ6.4%上昇したが、その上昇率は前年のそれをかなり下回り、さらに、年間の推移をみると、43年には上昇傾向の鈍化がめだっている。これは、主として外材在荷量の増大と外材の木材需給に占めるウェイトの増大に伴う国産材価格への影響による。

なお、木材輸入については、アメリカ、フィリピンにおける丸太輸出制限措置の実施、さらには木材資源を安定的に確保する必要性もあって、最近、開発輸入が活発化しているが、現地での

他国との競争は、漸次きびしさを加えている。

わが国の木材需給および価格の安定のためには、国内生産量の増大を図る必要があるが、当面、外材に依存せざるを得ない現状から、海外の森林資源や産地事情などの的確な把握に努めるとともに、開発輸入の推進、木材輸入の適正円滑化を図る必要がある。

また、木材工業については、資本の自由化、発展途上国に対する特惠関税供与等の問題があり、これらの動向に即応して、それぞれ体質の改善を進めなければならない。さらに、最近の動きとして、大企業が住宅産業に進出しつつあるが、その動向は製材業などに影響を与えることが予想される。

(2) わが国の森林資源の現状をみると、人工林については、国有林、民有林とも幼齢林が多く、他方、天然林については、国有林は老齢林、民有林は幼齢林が多いという年齢構成上の特徴を有しているが、さらに、人工林率がまだ低いこと、林道が未整備なことなどの問題があり、今後長期にわたって森林資源の充実を図ることが必要である。

しかし、近年、人工造林面積は減少傾向にあり、森林資源の充実上重要な拡大造林も、42年度にはそれまでの減少傾向から増加に転じたが、43年度にはほぼ前年度なみとなっている。今後も、造林対象地の奥地化、労働力の不足、賃金の上昇、さらには低質広葉樹の販売の困難化や販売収入の低位性等拡大造林の推進に当たっては多くの問題が存在しており、さらに、施策の拡充を図る必要がある。

つぎに、素材生産については、近年、その生産量はおおむね横ばいに推移してきたが、43年には前年に比べ7.0%減少した。これを針葉樹材、広葉樹材別にみると、針葉樹材はいぜん減少しつつあり、また、広葉樹材は41、42年と大幅に増加したが、43年には前年に比べ2.4%減少した。このように、国産材生産量が減少したのは、資源的な制約、林道の未整備、山林保有規模の零細性、森林所有者の財産保持的傾向等が基本的に影響しているが、さらに、木材需要が外材に傾斜し43年以降国産材のうち、下級材の生産に影響を与えるようになったこと、間伐材需要が不振なことなどによるものである。

林業生産の増大、生産性の向上を図るためには、林道の整備拡充、拡大造林の促進、森林施業計画制度の推進、林業生産の集団化、林業労働力の確保等の諸施策の拡充を図る必要がある。

(3) わが国の林業経営体は、国、地方公共団体、会社、個人等多様であり、その数も著しく多いが、大部分は林家であり、しかも、その山林保有規模は、零細ないし小規模のものがきわめて多い。43年における林家の経営動向をみると、山林保有規模1～5haの農林家では、林業が副次的部門として営まれており、最近、林業所得は横ばいに推移しているものの、農林家所得に占める割合は低下している。山林保有規模が5～50haの林家では、43年における林業所得が急減した

が、この主たる要因としては、木材販売量の減少と木材価格の伸びなやみがあげられる。また、これら両階層の林家における林業への労働投入量もひきつづき減少傾向にあり、とくに、5～50ha層林家では、素材生産、製薪炭部門での減少が著しい。

前述したように、わが国の林家は山林保有規模が零細ないし小規模のものがきわめて多く、その経営構造の改善が必要であり、39年度から林業構造改善事業促進対策が実施され成果をあげつつあるが、林地の集団化、小規模林業経営の規模の拡大等の林業構造の改善については、いまだ満足すべき状態にあるとはいえず、森林組合等の自主的活動の強化とあいまって林業構造改善事業のいっそうの推進が要請されている。

(4) 経済の発展に伴い、山村、農山村地帯から都市への若年層を中心とする人口流出がいぜんとして続いており、林業労働力の減少とともに、高齢化、女子化が進んでいる。このことは、現在の林業生産に影響を与えているばかりでなく、将来の労働力確保にも問題をなげかけている。

一方、労働賃金は上昇傾向にあり、前年に比べ、伐出業では17.6%、育林事業では12.8%の上昇を示している。しかし、林業労働は、作業の季節性、事業単位の小規模性のため、臨時、日雇的性格が強く、林業労働者の多くは、雇用期間が短かいという問題がある。

また、賃金水準について、製造業、建設業常用労働者と伐出業労働者とを比べると、伐出業の場合には、か働率が低いことなどもあって、その賃金水準は、製造業、建設業常用労働者のそれより概して低い。さらに、林業労働者の場合には、社会保険の適用などもおこなっている。

したがって、今後、林業労働力の確保を図るためには、雇用の安定等労働条件の改善に資するよう経営体制を整備するとともに、社会保険等の拡充を図る必要がある。また、林業技術の向上などになり、労働強度の軽減、災害の防止等に努める必要がある。

上述のような林業をめぐる情勢の変化により、林業はさらに一段ときびしい局面を迎えており、林業の発展と林業従事者の所得の増大を図るためには、今後とも、林業振興のための施策を充実する必要があるが、同時に社会経済の発展に即応し、森林の経済的機能と公益的機能との調和に努めなくてはならない。さらに、林業と山村振興との相互依存関係から、山村の振興についての諸施策を拡充する必要がある。